

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

職種分野別の労務費の基準値(案)

職種別意見交換会の実施状況

- 令和6年11月以降、型枠、鉄筋、住宅分野から意見交換を開始し、これまで**計25の職種別意見交換会を実施**。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性の確保について議論。**意見交換を踏まえた「労務費の基準値(案)」を整ったものから提示できるよう、各構成員と個別に調整を進めている**。
- 今後の基準値の設定については、法施行後に向け、まず現在調整中の職種について検討を進め、その他の職種については業界団体からの意向を踏まえ順次対応。

開催した職種別意見交換と構成員

※記載順は、職種は開催順・団体名は五十音順

凡例 ■ : 前回提示 □ : 今回提示 ★ : 調整中

(全職種共通)建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会		板金・ 屋根ふき	★	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会
型枠	■	解体	★	全国解体工事業団体連合会
鉄筋	■	鉄骨	□	鉄骨建設業協会
住宅分野	□	トンネル	★	日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
左官	■	防水	★	全国防水工事業協会
電工	□	潜かん	■	日本圧気技術協会
塗装	★	さく岩	★	日本発破・破碎協会
とび	□	切断穿孔	□	ダイヤモンド工事業協同組合
内装	★	タイル・サッ シ・ガラス	★	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会
空調衛生	□	エクステリア	★	日本エクステリア建設業協会
土工	□	橋梁	■	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレスト・コンクリート建設業協会、 プレストレスト・コンクリート工事業協会
		警備	□	全国警備業協会
		造園	■	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会
		上下水道	★	全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会
		土間	★	日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会

1

「労務費の基準値(案)」の策定に向けた検討状況

- 意見交換を行った職種分野について、建設業の許可区分に当てはめると以下の通り。この整理では、全29業種中20業種で何らかの基準値案を検討中。(定量的な設定が困難なものは定性的な場合もある。)
- 基準値の定めのない職種分野も、「労務費に関する基準」に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

前回提示済みの職種			今回提示する職種				調整中の職種					
型枠	鉄筋	左官	住宅分野※	電工	とび・土工	空調衛生	塗装	内装	板金・屋根ふき	解体	トンネル	防水
潜かん	橋梁	造園	鉄骨	切断穿孔	警備		さく岩	タイル・タタカ	エクステリア	上下水道	土間	

※職種の記載順は、意見交換会開催順

建設業の種類	「労務費の基準値」の検討状況				建設業の種類	「労務費の基準値」の検討状況			
土木工事業					しゅんせつ工事業				
建築工事業					板金工事業				住宅分野
大工工事業	型枠	住宅分野			ガラス工事業	タイル・タタカ			
左官工事業	左官	住宅分野	土間		塗装工事業	橋梁	住宅分野	塗装	
とび・土工工事業	潜かん	橋梁			防水工事業	防水			
	住宅分野	とび・土工	切断穿孔		内装仕上工事業	住宅分野	内装		
	トンネル	さく岩	エクステリア	土間	機械器具設置工事業				
					熱絶縁工事業				
石工事業					電気通信工事業				
屋根工事業	住宅分野	板金・屋根ふき			造園工事業	造園			
電気工事業	住宅分野	電工			さく井工事業				
管工事業	住宅分野	空調衛生	上下水道		建具工事業	住宅分野	タイル・タタカ		
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・タタカ	エクステリア			水道施設工事業	上下水道			
鋼構造物工事業	橋梁	鉄骨			消防施設工事業				
鉄筋工事業	鉄筋	住宅分野			清掃施設工事業				
舗装工事業					解体工事業	解体			

※ 住宅分野のマークに関し、住宅歩掛調査に含む作業を対象として表示している。住宅歩掛調査の詳細は、本資料P.6～を参照。

- 各職種分野の「労務費の基準値」に共通する留意事項・・・・・・・・・・P.4
- 労務費の基準値（案）
 - ・ 住宅分野における労務費の基準値（案）・・・・・・・・・・P.5
 - ・ 電気設備工事における労務費の基準値（案）・・・・・・・・P.20
 - ・ とび・土工工事における労務費の基準値（案）・・・・・・・・P.25
 - ・ 空調衛生工事における労務費の基準値（案）・・・・・・・・P.86
 - ・ 鉄骨工事における労務費の基準値（案）・・・・・・・・・・P.97
 - ・ 切断穿孔工事における労務費の基準値（案）・・・・・・・・P.100
 - ・ 交通誘導警備における労務費の基準値（案）・・・・・・・・P.105

各職種分野の「労務費の基準値」に共通する留意事項

- 各職種分野の「労務費の基準値」は、
「**公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準の賃金原資を担保することが
できる労務費を公共工事・民間工事を問わず確保される必要がある**」との考えの下、

(1日8時間当たり労務単価である) **公共工事設計労務単価×歩掛**

という計算方法で、標準的な規格・仕様について示したものである。

したがって、個々の契約においては、契約当事者間で、この考え・計算方法を基本として、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、個別に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要である。

- 「労務費の基準値」は、技能者の賃金相当分（法定福利費の個人負担分を含む）のみを指すもので、**労務費以外の「経費」は含まれない**ことに留意することが必要である。

住宅分野における 労務費の基準値(案)

調査目的

- 改正建設業法により設けられる、労務費に関する基準を踏まえた労務費の基準値の、住宅分野における設定に向け、公的な歩掛が把握されていない戸建住宅分野の建設工事の施工に係る標準的な歩掛の特定を目的として、歩掛調査を行う。

調査概要

- ・**調査期間** : 令和7年7月～10月
- ・**調査対象とする物件** : 住宅分野の職種別意見交換会において合意された一定の要件を満たす、住宅建築工事
- ・**調査対象とする作業** : 一般的な戸建住宅の新築に必要な作業を調査対象として、住宅分野の職種別意見交換会において合意された15の単位工程ごとに歩掛を把握することを基本とする。
- ・**調査対象とする事業者** : 業界団体（住宅分野の職種別意見交換会に参加する団体又は歩掛を把握する必要がある作業の関係団体）において、調査期間中に実施される工事の中から上記の要件を満たすものを施工する事業者を選定し、国土交通省に推薦。16事業者25現場を対象として実施。
 - うち、JBN・全国工務店協会推薦事業者による施工物件・・・20現場（全工程を対象として調査）
 - 全解工連推薦事業者による施工物件・・・3現場（解体工事のみを対象として調査）
 - 全瓦連推薦事業者による施工物件・・・2現場（瓦屋根工事のみを対象として調査）結果として、16現場について回答を回収。
- ・**調査方法** : ①調査対象物件について、国土交通省（委託先事業者：経済調査会）が調査員を派遣し、調査対象作業に係る必要作業時間・作業人数等を実測
②調査対象物件について、調査対象事業者において、調査対象作業の施工に必要な実作業時間・作業人数等を所定の調査票にご記載いただき、国土交通省（委託先事業者：経済調査会）に提出
全対象物件について、①②を併用して歩掛の実態を把握（※①については、各物件の一部の作業について実施）。
- ・**集計方法** : 上記調査の結果を集計し、異常値等を除いた上で各工程の平均値を集計。

敷地・基本構造などに係る条件

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|
| ・ 構造等 : 木造（在来工法） | ・ 延べ床面積 : 100m ² 程度 |
| ・ 階数 : 2階建 | ・ 新築、改修の別 : 新築 |
| ・ 建物形状 : 方形 | ・ 戸建住宅、集合住宅の別 : 戸建住宅 |
| ・ 敷地 : 平坦地 ※ 以上は解体についても同様 | ・ 個別設計の有無 : 有（注文住宅） |

【調査対象の設定根拠】

- ・ 「敷地・基本構造に係る条件」「各工程で選択する工法・使用する材料に係る条件」については、国土交通省「建築着工統計」（令和6年度計）、一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会「協会会員工場基礎調査結果」等より一般的な仕様を設定。
- ・ 階数は「平成30年住宅・土地統計調査」より設定（1階建：13%、2階建：83%、3階建以上：4%）であることから設定。
- ・ 延べ床面積は、国土交通省「建築着工統計」（令和6年度計）より居住専用住宅（個人）：平均123m²/棟、木造住宅：平均108m²/棟（持家：112m²、分譲：101m²）であることから設定。基礎、断熱工法、窓、屋根ふき材、外壁については、住宅金融支援機構「フラット35住宅仕様実態調査報告」より最頻規格を採用。

調査結果から算出した標準的な歩掛

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

工程	職種	歩掛調査結果 人日／100m ²	仕様・対象作業等特記
解体工事	特殊作業員	33.87	仮設、内装解体、躯体解体、ガス溶断等、廃棄物積込み(運搬含まない)
仮設工事	普通作業員	0.46	仮囲い・工事看板設置、仮囲い等の一式撤去
基礎工事	特殊作業員	27.33	ベタ基礎。地業、配筋、型枠設置、生コン打設、型枠解体、仕上げ
足場工事	とび工	3.08	くさび式足場。組立・解体
建方工事	大工	27.89	すべてプレカット。土台敷き、床組(断熱含む)、柱・梁・屋根・壁・筋交い等構造材設置
板金・屋根工事(金属屋根)	板金工	13.62	切妻屋根。軒先・ケラバ板金の加工・設置、屋根材の設置、棟板金の設置、横樋設置、縦樋設置
外装工事(吹付け仕上げ)	特殊作業員	25.31	下地処理、モルタル下地、吹付け塗装
断熱・気密工事	大工	12.62	断熱材・防湿フィルム(防湿気密シート)の設置、気密テープ処理
造作工事	大工	83.08	下地設置、仕上げ材設置、建具設置、造作材設置、その他造作材設置
内装工事	特殊作業員	20.03	室内の天井・壁。クロス設置、タイル設置、塗装
設備工事(電気)	電工	11.53	各種引込、各種配線、分電盤、排気ダクト、メーター設置、器具設置
設備工事(給排水・ガス)	配管工	16.66	屋内外給排水設備、給湯器設備、屋内外ガス配管、各メーター設置、器具設置

※ 解体工事、基礎工事、外装工事、内装工事の工程については、複数の職種にまたがる作業（工種）が含まれる一方、歩掛調査では一つの工程としてのみ歩掛数値が把握されている。この点、個別の契約において、受注者が各工種毎の設計労務単価の職種毎に歩掛を分けて設定できる場合には、そのように労務費を算出することを妨げないことを前提としつつ、基準値を示す際に用いる職種について、「各種作業について必要とされる主体的業務を行う」者の一般区分である「特殊作業員」を当てはめて基準値を示すこととした。

（例）基礎工事：鉄筋工・型枠工・運転手（特殊）等 外装工事（吹付け仕上げ）：大工、左官、塗装工等

上記によって整理される歩掛と、歩掛の内容となる作業に対応する公共工事設計労務単価を
乗じることにより、住宅分野の労務費の基準値素案を作成

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性はある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		解体工事			
標準的な規格・仕様					
条件	構造	木造			
	階数	2階建			
	建物形状	方形			
労務費の基準値		1,012,713(円/100m2)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/100m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/100m ²)	
	特殊作業員	33.87	29,900	1,012,713	
	合計			1,012,713	

日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
2.95 m ² /人・日 =100÷33.87 人・日/m ²

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による
労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(暫定値)による
施工単位当たり歩掛は、延べ床面積(100m²)にて算出する

【代表的な歩掛の作業内容】
仮設(足場・養生)、内装解体、躯体解体(重機解体)、ガス溶断等、廃棄物積み込み(運搬含まない)

【条件】
・以下の条件を満たす戸建住宅の解体工事に適用できる。
構造：木造
階数：2階建
形状：方形
重機：バケット容量 0.3m³ 以上
トラック：4t以上

【留意点】
・必要な補正を行う際には、以下の結果を考慮する必要がある。
*対象建築物等の設計図面の確認
*敷地内のスペース(車両駐車、重機稼働等)の確認
*搬出入経路の確認
*近隣状況(振動、騒音、粉じん等の影響)の確認
*通学路、交通量、近隣施設(幼稚園、老人ホーム、公共施設等)の確認
*産廃施設の受け入れ基準(量、品目、選別方法等)の確認
*養生、片付け・清掃など含む
*ガス、水道、電気設備等の撤去、建設副産物処理・処分、石綿除去、杭処理は含まない
・解体工事における本表の基準値の算出には、特殊作業員の設計労務単価のみを用いているが、個別の契約において、受注者がはつり工・とび工・運転手(特殊)等の設計労務単価の職種毎に歩掛を分けて設定できる場合には、そのように労務費を算出することを妨げない。
・上記の作業内容を前提としない場合や、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

住宅分野における労務費の基準値(案)②仮設工事:東京都の例

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性はある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		仮設工事			
標準的な規格・仕様					
条件	敷地	平坦地			
	延べ面積	100m ² 程度			
	建物形状	方形			
労務費の基準値		12,328(円/100m ²)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/100m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/100m ²)	日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
	普通作業員	0.46	26,800	12,328	217.39 m ² /人・日
	合計			12,328	=100÷0.46 人・日/m ²

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による
労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(暫定値)による
 施工単位当たり歩掛は、延べ床面積(100m²)にて算出する

- 【代表的な歩掛の作業内容】**
 仮囲い・工事看板設置、仮囲い等の一式撤去
- 【条件】**
 ・以下の条件を満たす新築戸建住宅の仮設工事に適用できる。
 敷地：平坦地
 建物形状：方形
 延べ床面積：100m²程度
- 【留意点】**
 ・作業内容については、以下を前提とすることに留意する。
 *荷揚げ(施工場所への積込み、積下ろし手間)を含む
 *場内小運搬(水平小運搬)(場外の運搬は除く)を含む
 *持込材管理(持込材の集積・片付け・管理)を含む
 *発生材処理(指定場所への集積)を含む
 *発生材処分費(発生材の場外搬出及び処分費)は含まない
 *足場設置は含まない
 *防腐・防蟻工事は含まない
 *養生、片付け・清掃などを含む
 *やり方、墨出し、盛替え手間、仮設トイレは含まない
 ・上記の作業内容を前提としない場合や、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性はある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		基礎工事			
標準的な規格・仕様					
条件	構造	木造			
	階数	2階建			
	基礎形状	ベタ基礎			
労務費の基準値		817,167(円/100m2)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/100m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/100m ²)
		特殊作業員	27.33	29,900	817,167
		合計			817,167

日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
3.66 m ² /人・日
=100÷27.33 人・日/m ²

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による
労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(暫定値)による
施工単位当たり歩掛は、延べ床面積(100m²)にて算出する

【代表的な歩掛の作業内容】

地業、配筋、型枠設置、生コン打設、型枠解体、仕上げ

【条件】

- 以下の条件を満たす新築戸建住宅の基礎工事に適用できる。
構造：木造
階数：2階建
基礎形状：ベタ基礎
延べ床面積：100m²程度
個別設計の有無：有（注文住宅）

【留意点】

- 作業内容については、以下を前提とすることに留意する。
 - *荷揚げ（施工場所への積み込み、積下ろし手間）を含む
 - *場内小運搬（水平小運搬）（場外の運搬は除く）を含む
 - *持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）を含む
 - *発生材処理（指定場所への集積）を含む
 - *発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）は含まない
 - *防腐・防蟻工事は含まない
 - *養生、片付け・清掃などを含む
 - *山留工事、杭工事、地盤改良工事は含まない
- 基礎工事における本表の基準値の算出には、特殊作業員の設計労務単価のみを用いているが、個別の契約において、受注者が鉄筋工・型枠工・運転手（特殊）等の設計労務単価の職種毎に歩掛を分けて設定できる場合には、そのように労務費を算出することを妨げない。
- 上記の作業内容を前提としない場合や、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

住宅分野における労務費の基準値(案)④足場工事:東京都の例

工事の種類		足場工事			
標準的な規格・仕様					
条件	構造	木造			
	階数	2階建			
	建物形状	方形			
労務費の基準値		101,332(円/100m ²)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/100m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/100m ²)
		とび工	3.08	32,900	101,332
		合計			101,332

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性はある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による
労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(暫定値)による
 施工単位当たり歩掛は、延べ床面積(100m²)にて算出する

- 【代表的な歩掛の作業内容】**
 足場設置：敷板設置、支柱設置、足場板設置、手すり・筋交い設置、落下防止措置設置、足場解体・撤去
- 【条件】**
 ・以下の条件を満たす新築戸建住宅の足場工事に適用できる。
 構造：木造
 階数：2階建
 建物形状：方形
 延べ床面積：100m²程度
 個別設計の有無：有（注文住宅）
- 【留意点】**
 ・作業内容については、以下を前提とすることに留意する。
 *荷揚げ（施工場所への積み込み、積下ろし手間）を含む
 *場内小運搬（水平小運搬）（場外の運搬は除く）を含む
 *持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）を含む
 *発生材処理（指定場所への集積）を含む
 *発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）は含まない
 *養生、片付け・清掃などを含む
 *盛替え手間、労働災害防止に対する保守点検は含まない
 ・上記の作業内容を前提としない場合や、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性はある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		建方工事			
標準的な規格・仕様					
条件	構造	木造			
	階数	2階建			
	工法	在来工法(軸組工法)			
労務費の基準値		847,856(円/100m2)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/100m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/100m ²)
		大工	27.89	30,400	847,856
		合計			847,856

日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
3.59 m ² /人・日 =100÷27.89 人・日/m ²

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による
労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(暫定値)による
施工単位当たり歩掛は、延べ床面積(100m²)にて算出する

【代表的な歩掛の作業内容】
土台敷き、床組(断熱含む)、柱設置、梁設置、屋根(小屋組・野地板・防水)設置、壁・筋交い設置

【条件】
・以下の条件を満たす新築戸建住宅の建方工事に適用できる。
構造：木造
階数：2階建
建物形状：方形
工法：在来工法(軸組工法)
延べ床面積：100m²程度
個別設計の有無：有(注文住宅)

【留意点】
・作業内容については、以下を前提とすることに留意する。
*荷揚げ(施工場所への積込み、積下ろし手間)を含む
*持込材管理(持込材の集積・片付け・管理)を含む
*発生材処理(指定場所への集積)を含む
*発生材処分費(発生材の場外搬出及び処分費)は含まない
*足場設置は含まない
*養生、片付け・清掃などを含む
・建方工事における本表の基準値の算出には、特殊作業員の設計労務単価のみを用いているが、個別の契約において、受注者が大工・運転手(特殊)等の設計労務単価の職種毎に歩掛を分けて設定できる場合には、そのように労務費を算出することを妨げない。
・上記の作業内容を前提としない場合や、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		板金・屋根工事			
標準的な規格・仕様		金属屋根			
条件	構造	木造			
	階数	2階建			
	建物形状	方形			
	屋根形状	切妻屋根			
労務費の基準値		465,804(円/100m2)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/100m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/100m ²)
		板金工	13.62	34,200	465,804
		合計			465,804

日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
7.34 m ² /人・日 =100÷13.62 人・日/m ²

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による
労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(暫定値)による
施工単位当たり歩掛は、延べ床面積(100m²)にて算出する

- 【代表的な歩掛の作業内容】
軒先・ケラバ板金の加工・設置、屋根材の設置、棟板金の設置
横樋設置、縦樋設置
- 【条件】
・以下の条件を満たす新築戸建住宅の板金・屋根工事(金属屋根)に適用できる。
構造：木造
階数：2階建
建物形状：方形
屋根形状：切妻屋根
延べ床面積：100m²程度
個別設計の有無：有(注文住宅)

- 【留意点】
・作業内容については、以下を前提とすることに留意する。
*荷揚げ(施工場所への積み込み、積下ろし手間)を含む
*持込材管理(持込材の集積・片付け・管理)を含む
*発生材処理(指定場所への集積)を含む
*発生材処分費(発生材の場外搬出及び処分費)は含まない
*足場設置は含まない
*横樋・縦樋の設置も含む。
*養生、片付け・清掃などを含む
・上記の作業内容を前提としない場合や、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		外装工事			
標準的な規格・仕様		吹付け仕上げ			
条件	構造	木造			
	階数	2階建			
	建物形状	方形			
労務費の基準値		756,769(円/100m2)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/100m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/100m ²)	日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日) 3.95 m ² /人・日 =100÷25.31 人・日/m ²
	特殊作業員	25.31	29,900	756,769	
	合計			756,769	

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による
労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(暫定値)による
施工単位当たり歩掛は、延べ床面積(100m²)にて算出する

【代表的な歩掛の作業内容】

水切り設置、防水シート・テープ設置、胴縁設置、モルタル下地の設置
塗装下地処理、下塗り、中塗り、上塗り

【条件】

- 以下の条件を満たす新築戸建住宅の外装工事(吹付け仕上げ)に適用できる。
構造：木造
階数：2階建
建物形状：方形
延べ床面積：100m²程度
個別設計の有無：有(注文住宅)

【留意点】

- 作業内容については、以下を前提とすることに留意する。
 - *荷揚げ(施工場所への積み込み、積下ろし手間)を含む
 - *場内小運搬(水平小運搬)(場外の運搬は除く)を含む
 - *持込材管理(持込材の集積・片付け・管理)を含む
 - *発生材処理(指定場所への集積)を含む
 - *発生材処分費(発生材の場外搬出及び処分費)は含まない
 - *足場設置は含まない
 - *養生、片付け・清掃などを含む
- 外装工事(吹き付け仕上げ)における本表の基準値の算出には、特殊作業員の設計労務単価のみを用いているが、個別の契約において、受注者が大工・左官・塗装工等の設計労務単価の職種毎に歩掛を分けて設定できる場合には、そのように労務費を算出することを妨げない。
- 上記の作業内容を前提としない場合や、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		断熱・気密工事			
標準的な規格・仕様					
条件	構造	木造			
	階数	2階建			
	建物形状	方形			
労務費の基準値		383,648(円/100m ²)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/100m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/100m ²)
		大工	12.62	30,400	383,648
		合計			383,648

日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
7.92 m ² /人・日 =100÷12.62 人・日/m ²

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による
労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(暫定値)による
施工単位当たり歩掛は、延べ床面積(100m²)にて算出する

【代表的な歩掛の作業内容】
断熱材の設置、防湿フィルム(防湿気密シート)の設置、気密テープ処理

【条件】
・以下の条件を満たす新築戸建住宅の断熱・気密工事に適用できる。
構造：木造
階数：2階建
建物形状：方形
工法：在来工法(軸組工法)
断熱工法：充填断熱工法
延べ床面積：100m²程度
個別設計の有無：有(注文住宅)

【留意点】
・作業内容については、以下を前提とすることに留意する。
*荷揚げ(施工場所への積み込み、積下ろし手間)を含む
*場内小運搬(水平小運搬)(場外の運搬は除く)を含む
*持込材管理(持込材の集積・片付け・管理)を含む
*発生材処理(指定場所への集積)を含む
*発生材処分費(発生材の場外搬出及び処分費)は含まない
*足場設置は含まない
*別張りの防湿シート施工は含まない
*養生、片付け・清掃などを含む
・上記の作業内容を前提としない場合や、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

住宅分野における労務費の基準値(案)⑨造作工事:東京都の例

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		造作工事			
標準的な規格・仕様					
条件	構造	木造			
	階数	2階建			
	工法	在来工法(軸組工法)			
労務費の基準値		2,525,632(円/100m ²)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/100m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/100m ²)
		大工	83.08	30,400	2,525,632
		合計			2,525,632
		日当たり作業量 (参考値) (m²/人・日) 1.2 m²/人・日 =100÷83.08 人・日/m²			

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による
 労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(暫定値)による
 施工単位当たり歩掛は、延べ床面積(100m²)にて算出する

【代表的な歩掛の作業内容】

- 下地設置：壁下地(胴縁、壁ボード)設置、天井下地(野縁、天井ボード)設置、階段下地設置、軒天野縁、サッシ設置
- 仕上げ材設置：軒天仕上げ材設置、階段仕上げ材設置、フローリング・無垢床材敷設、木貼り仕上げ(天井)
- 建具設置：建具枠、建具、窓枠
- 造作材設置：収納棚、カウンター、笠木(階段・キッチンなど)
- その他造作材設置：巾木、框、手すり

【条件】

- 以下の条件を満たす新築戸建住宅の造作工事に適用できる。
- 構造：木造
- 階数：2階建
- 建物形状：方形
- 工法：在来工法(軸組工法)
- 延べ床面積：100m²程度
- 個別設計の有無：有(注文住宅)

【留意点】

- 作業内容については、以下を前提とすることに留意する。
- *荷揚げ(施工場所への積込み、積下ろし手間)を含む
- *場内小運搬(水平小運搬)(場外の運搬は除く)を含む
- *持込材管理(持込材の集積・片付け・管理)を含む
- *発生材処理(指定場所への集積)を含む
- *発生材処分費(発生材の場外搬出及び処分費)は含まない
- *和室工事は含まない
- *足場設置は含まない
- *養生、片付け・清掃などを含む
- 上記の作業内容を前提としない場合や、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

工事の種類		内装工事			
標準的な規格・仕様					
条件	構造	木造			
	階数	2階建			
	工法	在来工法(軸組工法)			
労務費の基準値		598,897(円/100m2)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/100m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/100m ²)	日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
	特殊作業員	20.03	29,900	598,897	4.99 m ² /人・日
	合計			598,897	=100÷20.03 人・日/m ²

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性はある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による
労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(暫定値)による
施工単位当たり歩掛は、延べ床面積(100m²)にて算出する

【代表的な歩掛の作業内容】

クロス設置：クロスコーナー取付、パテ塗り、下地テープ付け、クロス貼り天井・壁
タイル設置：下地処理、接着剤塗布、タイル敷き、タイル加工、目地材充填
塗装：下地処理、養生、下塗り・中塗り・上塗り

【条件】

- 以下の条件を満たす新築戸建住宅の内装工事に適用できる。
構造：木造
階数：2階建
建物形状：方形
工法：在来工法(軸組工法)
延べ床面積：100m²程度
個別設計の有無：有(注文住宅)

【留意点】

- 作業内容については、以下を前提とすることに留意する。
 - *荷揚げ(施工場所への積込み、積下ろし手間)を含む
 - *場内小運搬(水平小運搬)(場外の運搬は除く)を含む
 - *持込材管理(持込材の集積・片付け・管理)を含む
 - *発生材処理(指定場所への集積)を含む
 - *発生材処分費(発生材の場外搬出及び処分費)は含まない
 - *内装クリーニングは含まない
 - *足場設置は含まない
 - *養生、片付け・清掃などを含む
- 内装工事における本表の基準値の算出には、特殊作業員の設計労務単価のみを用いているが、個別の契約において、受注者が内装工・タイル工・塗装工等の設計労務単価の職種毎に歩掛を分けて設定できる場合には、そのように労務費を算出することを妨げない。
- 上記の作業内容を前提としない場合や、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		設備工事(電気)			
標準的な規格・仕様					
条件	構造	木造			
	階数	2階建			
	建物形状	方形			
労務費の基準値		375,878(円/100m2)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/100m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/100m ²)	日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
	電工	11.53	32,600	375,878	8.67 m ² /人・日
	合計			375,878	=100÷11.53 人・日/m ²

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による
労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(暫定値)による
施工単位当たり歩掛は、延べ床面積(100m²)にて算出する

【代表的な歩掛の作業内容】

幹線・弱電引込、接地工事、分電盤・情報分電盤、引込開閉器、電話引込、建物内配線、排気ダクト、メーター設置
器具設置：照明器具、スイッチ・コンセント、インターホン、リモコン、給排気口、住宅用火災報知器

【条件】

- 以下の条件を満たす新築戸建住宅の設備電気工事に適用できる。
構造：木造
階数：2階建
建物形状：方形
延べ床面積：100m²程度
個別設計の有無：有（注文住宅）
※多世帯住宅は適用できない。

【留意点】

- 作業内容については、以下を前提とすることに留意する。
 - *荷揚げ（施工場所への積込み、積下ろし手間）を含む
 - *場内小運搬（水平小運搬）（場外の運搬は除く）を含む
 - *持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）を含む
 - *発生材処理（指定場所への集積）を含む
 - *発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）は含まない
 - *足場設置は含まない
 - *養生、片付け・清掃などを含む
 - *TVアンテナ工事の手間は含まない
 - *取付設置に伴う付帯工事の手間は含まない
- 上記の作業内容を前提としない場合や、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

住宅分野における労務費の基準値(案)⑫設備工事(給排水・ガス)：東京都の例 国土交通省

工事の種類		設備工事(給排水・ガス)	
標準的な規格・仕様			
条件	構造	木造	
	階数	2階建	
	建物形状	方形	
労務費の基準値		476,476(円/100m2)	
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/100m ²)	設計労務単価 (円/人・日)
	配管工	16.66	28,600
	合計		476,476
		施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/100m ²)	

日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
6.00 m ² /人・日
=100÷16.66 人・日/m ²

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による
労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(暫定値)による
施工単位当たり歩掛は、延べ床面積(100m²)にて算出する

【代表的な歩掛の作業内容】
給排水設備：スリーブ管設置、外部給排水配管(給水下水引込・配管・メーター設置)・柵設置、給排水床下配管、床上給排水配管
給湯器設備：配管、機器設置 エアコン：配管、機器設置
ガス配管：スリーブ管設置、メーター設置、ガス管引き込み(都市ガス)、建物内外配管
器具設置：キッチン・洗面化粧台・トイレ・ユニットバス、防水パン、水栓取付、給排水管接続

【条件】
・以下の条件を満たす新築戸建住宅の設備給排水・ガス工事に適用できる。
構造：木造
階数：2階建
建物形状：方形
延べ床面積：100m²程度
個別設計の有無：有(注文住宅)
※多世帯住宅は適用できない。

【留意点】
・作業内容については、以下を前提とすることに留意する。
*荷揚げ(施工場所への積込み、積下ろし手間)を含む
*場内小運搬(水平小運搬)(場外の運搬は除く)を含む
*持込材管理(持込材の集積・片付け・管理)を含む
*発生材処理(指定場所への集積)を含む
*発生材処分費(発生材の場外搬出及び処分費)は含まない
*足場設置は含まない
*養生、片付け・清掃などを含む
*給水・給湯配管にユニット配管は用いない
・上記の作業内容を前提としない場合や、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

電気設備工事における 労務費の基準値(案)

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類	幹線設備工事(配線工事、ケーブルラック工事、電線管工事)					
標準的な規格・仕様	配線工事:600V ポリエチレンケーブル(CVT)					
	ケーブルラック工事:ケーブルラック					
	電線管工事:電線管					
労務費の基準値(案)	X,Y,Z					
	作業内容	条件	職種	施工単位当たり歩掛	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛× 設計労務単価
	配線工事	60mm2 ケーブルラック配線	電工	0.0984 人・日/m	32,600	3,208 (円/m)
	ケーブルラック工事	●● △△	電工	α 人・日/m	32,600	α×32,600(A) (円/m)
	電線管工事	●● △△	電工	β 人・日/m	32,600	β×32,600(B) (円/m)

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもので、作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
※ケーブルラック工事、電線管工事は公的な歩掛がないことから定性的に示したもので、作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。

・ 労務費の算定にあたっては、各作業の単価に工事に応じた必要な数量を乗じる必要がある。
【計算例】
X：3,208(円/m) × 当該工事の幹線設備に必要な当該配線の数量(m)
Y：A(円/m) × 当該工事の幹線設備に必要な当該ケーブルラックの数量(m)
Z：B(円/m) × 当該工事の幹線設備に必要な当該電線管の数量(m)
(A、B：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)

【代表的な歩掛の作業内容】
・ 電気設備工事における幹線設備工事について適用

【条件】
・ 上表ではX、Y、Zのみを記載しているが、それ以外の作業がある場合、当該作業の分も計上する必要がある。
＜配線工事＞
・ 条件は以下の通り。
 ケーブルの種類：600V ポリエチレンケーブル(CVT)
 ケーブルの規格：60mm2
 配線の種類：ケーブルラック配線
・ 場内小運搬を含む。
・ 端末処理を含む。
・ 電線・ケーブルの分岐、接続、絶縁抵抗試験及び回路表示を含み、機器への接続は含まない。

＜ケーブルラック工事＞
・ 条件は以下の通り。
 ●●の種類：●●
 △△の種類：△△
・ ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。
＜電線管工事＞
・ 条件は以下の通り。
 ●●の種類：●●
 △△の種類：△△
・ ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
・ 主な作業内容としては、上記条件における幹線設備工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
・ 幹線設備工事の作業内容は現場ごとに多岐にわたるところ、契約当事者間での本基準の活用に当たっては、建物用途・建物構造・階高等に留意して作業内容・現場条件に合致した補正を行う必要がある。
・ 高所作業での足場組立作業の有無を考慮する必要がある。
・ 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。建築物の用途や規模等の違いを考慮する必要がある。
・ 防火区画貫通処理作業は含まない。

電灯コンセント設備工事における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		電灯コンセント設備工事(配線工事、電線管工事、照明器具工事、配線器具工事、分電盤工事)					
標準的な規格・仕様		配線工事:600V ポリエチレンケーブル(EM-CE)					
		電線管工事:電線管					
		照明器具工事:LED照明器具(ハーフ・スリット露出形)					
		配線器具工事:タンブラスイッチ、コンセント					
		分電盤工事:開閉器箱・分電盤					
労務費の基準値(案)		X,Y,Z,S,K,B					
	作業内容	条件	職種	施工単位当たり歩掛	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛× 設計労務単価	
	配線工事	5.5mm ² 3C ビット、トラフ及び天井内配線	電工	0.0208 人・日/m	32,600	678 (円/m)	X
	電線管工事	●● △△	電工	α 人・日/m	32,600	α×32,600(A) (円/m)	Y
	照明器具工事	直付け天井灯 LSS1-4	電工	0.1780 人・日/個	32,600	5,803 (円/個)	Z
	配線器具 工事	タンブラスイッチ	電工	0.0810 人・日/個	32,600	2,641 (円/個)	S
		コンセント	電工	0.0670 人・日/個	32,600	2,184 (円/個)	K
	分電盤工事	3P 225A (200) MCCB	電工	1.0400 人・日/個	32,600	33,904 (円/個)	B

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。

補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したものの。

※電線管工事は公的な歩掛がないことから定性的に示したもので、作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。

電灯コンセント設備工事における労務費の基準値(案):東京都の例

- ・労務費の算定にあたっては、各作業の単価に工事に応じた必要な数量を乗じる必要がある。

【計算例】

$X: 678(\text{円}/\text{m}) \times \text{当該工事の電灯コンセント設備に必要な当該配線の数量}(\text{m})$
 $Y: A(\text{円}/\text{m}) \times \text{当該工事の電灯コンセント設備に必要な当該電線管の数量}(\text{m})$
 $Z: 5,803(\text{円}/\text{個}) \times \text{当該工事の電灯コンセント設備に必要な当該照明器具の数量}(\text{個})$
 $S: 2,641(\text{円}/\text{個}) \times \text{当該工事の電灯コンセント設備に必要な当該配線器具(タンブラスイッチ)の数量}(\text{個})$
 $K: 2,184(\text{円}/\text{個}) \times \text{当該工事の電灯コンセント設備に必要な当該配線器具(コンセント)の数量}(\text{個})$
 $B: 33,904(\text{円}/\text{個}) \times \text{当該工事の電灯コンセント設備に必要な当該分電盤の数量}(\text{個})$
 (A: 作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・電気設備工事における電灯コンセント設備工事について適用

【条件】

- ・上表ではX、Y、Z、S、K、Bのみを記載しているが、それ以外の作業がある場合、当該作業の分も計上する必要がある。

<配線工事>

- ・条件は以下の通り。

ケーブルの種類: 600V ポリエチレンケーブル(EM-CE)

ケーブルの規格: 5.5mm² 3C

配線の種類: ビット、トラフ及び天井内配線

- ・場内小運搬を含む。

- ・端末処理を含む。

- ・電線・ケーブルの分岐、接続、絶縁抵抗試験及び回路表示を含み、機器への接続は含まない。

<電線管工事>

- ・条件は以下の通り。

●●の種類: ●●

△△の種類: △△

- ・◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

<照明器具工事>

- ・条件は以下の通り。

照明器具の種類: LED照明器具(バー・スライト露出形)

LED照明器具の規格: 直付け天井灯 LSS1-4

- ・一体型LEDに適用する。

- ・LED制御装置の取付け、インサート、つりボルト等の取付けを含む。

- ・場内小運搬を含む。

- ・照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御される照明器具、システム天井用器具は適用外とする。

- ・金属線びに取り付ける場合は、適用外とする。

<配線器具工事(タンブラスイッチ)>

- ・条件は以下の通り。

タンブラスイッチの種類: タンブラスイッチ(大角連用形)

タンブラスイッチの規格: 1P15A×2

- ・プレート(連用形1連用)、取付枠の取付けを含む。

- ・プレートは、樹脂製、ステンレス製又は新金属製とする。

- ・場内小運搬を含む。

<配線器具工事(コンセント)>

- ・条件は以下の通り。

タンブラスイッチの種類: 連用形2P15A

- ・接地端子(連用形)、プレート(連用形1連用)、取付枠の取付けを含む。

- ・プレートは、樹脂製、ステンレス製又は新金属製とする。

- ・場内小運搬を含む。

<分電盤工事>

- ・条件は以下の通り。

分電盤の種類: 開閉器箱・分電盤

分電盤の規格: 3P 225A (200)

- ・OA盤及び実験盤にも適用できる

- ・場内小運搬を含む。

【留意点】

- ・主な作業内容としては、上記条件における電灯コンセント設備工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・電灯コンセント設備工事の作業内容は現場ごとに多岐にわたるところ、契約当事者間での本基準の活用にあたっては、建物用途・建物構造・階高等に留意して作業内容・現場条件に合致した補正を行う必要がある。この際、元請企業の把握している歩掛や日本電設工業協会の把握している歩掛などの契約当事者間で把握している歩掛も参考とするなど、現場に合った補正を行うことが必要。
- ・高所作業での足場組立作業の有無を考慮する必要がある。
- ・官庁施設(事務庁舎など)の新築建築工事を想定している。建築物の用途や規模等の違いを考慮する必要がある。
- ・天井開口補強作業は含まない。
- ・照明器具工事>
- ・墨出し、支持材、付属品等の取付を含む。
- ・埋込形バー・スライトの場合の天井開口切込みは含まない。

放送設備工事における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類	放送設備工事(配線工事、電線管工事、拡声設備工事)					
標準的な規格・仕様	配線工事:耐熱ケーブル(EM-HP、NH-HP)					
	電線管工事:電線管					
	拡声設備工事:スピーカ					
労務費の基準値(案)	X,Y,Z					
	作業内容	条件	職種	施工単位当たり歩掛	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛× 設計労務単価
	配線工事	3C 1.2mm ケーブルラック配線	電工	0.0204 人・日/m	32,600	665 (円/m)
	電線管工事	●● △△	電工	α 人・日/m	32,600	α×32,600(A) (円/m)
	拡声設備工事	天井埋込形	電工	0.1950 人・日/個	32,600	6,357 (円/個)

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもので、
※電線管工事は公的な歩掛がないことから定性的に示したもので、作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。

・ 労務費の算定にあたっては、各作業の単価に工事に応じた必要な数量を乗じる必要がある。
【計算例】
X：665(円/m) × 当該工事の放送設備に必要な当該配線の数量(m)
Y：A(円/m) × 当該工事の放送設備に必要な当該電線管の数量(m)
Z：6,357(円/個) × 当該工事の放送設備に必要な当該器具の数量(個)
(A：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)

【代表的な歩掛の作業内容】
・ 電気設備工事における放送設備工事について適用

【条件】
・ 上表ではX、Y、Zのみを記載しているが、それ以外の作業がある場合、当該作業の分も計上する必要がある。
＜配線工事＞
・ 条件は以下の通り。
 ケーブルの種類：耐熱ケーブル(EM-HP、NH-HP)
 ケーブルの規格：3C 1.2mm
 配線の種類：ケーブルラック配線
・ 場内小運搬を含む。
・ 電線・ケーブルの分岐、接続、絶縁抵抗試験及び回路表示を含み、機器への接続は含まない。
＜電線管工事＞
・ 条件は以下の通り。
 ●●の種類：●●
 △△の種類：△△
・ ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

＜拡声設備工事＞
・ 条件は以下の通り。
 拡声設備の種類：スピーカ
 スピーカの形式：天井埋込形
・ 場内小運搬を含む。
・ 機材の取付け、結線及び試験調整を含む。
・ システム天井に取り付ける場合は、適用外とする。

【留意点】
・ 主な作業内容としては、上記条件における放送設備工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
・ 放送設備工事の作業内容は現場ごとに多岐にわたるところ、契約当事者間での本基準の活用にあたっては、建物用途・建物構造・階高等に留意して作業内容・現場条件に合致した補正を行う必要がある。この際、元請企業の把握している歩掛や日本電設工業協会の把握している歩掛などの契約当事者間で把握している歩掛も参考とするなど、現場に合った補正を行うことが必要。
・ 高所作業での足場組立作業の有無を考慮する必要がある。
・ 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。建築物の用途や規模等の違いを考慮する必要がある。
・ 天井開口補強作業は含まない。

＜拡声設備工事＞
・ 墨出し、支持材、付属品等の取付を含む。
・ 切込み寸法の小さい天井スピーカ取付けのためのボード開口を含む。

とび・土工工事における 労務費の基準値(案)

手摺先行枠組足場(土木)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(手摺先行枠組足場(土木))			
標準的な規格・仕様		足場工			
条件	(工法)	手摺先行枠組足場			
	(安全ネット)	必要			
労務費の基準値(案)		4,090(円/掛m2)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/掛m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/掛m2)	
	土木一般世話役	0.01600	32,400	518.40	
	とび工	0.08500	32,900	2,796.50	
	特殊作業員	0.01300	26,800	348.40	
	ラフテレーンクレーン運転 (運転手(特殊))	0.01400	30,500	427.00	
	合計			4,090.30	

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- ・一般土木工事の構造物施工にかかる平均設置高30m以下で、手摺先行型枠組足場の足場材の設置・撤去作業
- 【条件】
- ・条件は以下の通り
工法：手摺先行枠組足場
安全ネット：必要
- ・仮設材内訳は、壁つなぎ、敷板、建枠、筋違、板付布枠、連結ピン、アームロック、ジャッキベース、手摺柱、手摺、手摺枠（二段手摺の機能を有する）、幅木、階段、養生ネット（メッシュシート）、安全ネット等である。
- ・施工機械は、ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・25t吊を標準とし、その運転労務を含む。
- 【適用できない条件】
- ・高さ2m未満の構造物及び鋼橋床版、砂防、ダム、トンネル等で標準歩掛が設定されている工種には適用出来ない。
- ・「場所打擁壁工(1)」、「函渠工(1)」、「共同溝工(1)(2)」、「橋台・橋脚工(1)」については、適用出来ない。
- 【留意点】
- ・主な作業内容としては、上記条件における手摺先行型枠組足場の足場材の設置・撤去作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・足場の高さや幅による歩掛の違いを考慮する必要がある。
- ・枠組足場のサイズを考慮する必要がある。
- ・仮設資材搬出入場所（例：施工場所か否か）、使用機材（例：クレーン）を考慮する必要がある。
- ・外部枠組足場設置場所を考慮する必要がある。（例：事前に土工が地面を転圧等をして強固にする必要があるか）。
- ・足場解体後の仮設資材の移動距離を考慮する必要がある。

工事の種類		とび・土工工事(手摺先行枠組足場(建築))			
標準的な規格・仕様		枠組本足場【手すり先行方式】			
条件	(建枠)	900×1700			
	(布枠)	500+240			
	(足場高さ)	12m未満			
労務費の基準値(案)		1,448(円/掛m2)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/掛m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/掛m2)	日当たり作業量 (参考値) (掛m2/人・日)
	とび工	0.04400	32,900	1,447.60	22.73 掛m2/人・日
	合計			1,447.60	1÷0.044 人・日/掛m2

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもので、「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

・ 建築工事における枠組本足場（手すり先行方式）における掛払いについて適用

【条件】

・ 条件は以下の通り。
足場の種類：枠組本足場（手すり先行方式）
建枠：900×1700
布枠：500+240
足場高さ：12m未満

・ 場内小運搬を含む。

【留意点】

・ 主な作業内容としては、上記条件における枠組本足場（手すり先行方式）の設置・撤去作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

・ 足場の高さや幅による歩掛の違いを考慮する必要がある。

・ 枠組足場のサイズを考慮する必要がある。

・ 仮設資材搬出入場所（例：施工場所が否か）、使用機材（例：クレーン）を考慮する必要がある。

・ 外部枠組足場設置場所を考慮する必要がある（例：事前に土工が地面を転圧等をして強固にする必要があるか）。

・ 足場解体後の仮設資材の移動距離を考慮する必要がある。

・ 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している（手擦先行枠組足場（土木）の労務費の基準値案とは、前提条件も異なる）。建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮し、適切な補正を行う必要がある。

工事の種類		とび・土工工事(次世代足場)			
標準的な規格・仕様		次世代足場			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/掛m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/掛m2)	
	とび工	α	32,900	$\alpha \times 32,900 (A)$	
	■■工	β	■■工の単価	$\beta \times \text{■■工の単価} (B)$	
	合計			A+B	

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- とび・土工工事における次世代足場の設置・撤去作業
- 【条件】
- 条件は以下の通り
 - の種類：●●
 - △△の種類：△△
 - ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。
- 【留意点】
- 主な作業内容としては、上記条件における次世代足場の設置・撤去作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 足場の高さや幅による歩掛の違いを考慮する必要がある。

単管足場(土木)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(単管足場(土木))			
標準的な規格・仕様		足場工			
条件	(工法)	単管足場			
	(安全ネット)	必要			
労務費の基準値(案)		4,106(円/掛m2)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/掛m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/掛m2)	
	土木一般世話役	0.01900	32,400	615.60	
	とび工	0.08400	32,900	2,763.60	
	特殊作業員	0.01800	26,800	482.40	
	ラフテレーンクレーン運転 (運転手(特殊))	0.00800	30,500	244.00	
	合計			4,105.60	

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性はある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。
 [補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。]

- 【代表的な歩掛の作業内容】**
 - 一般土木工事の構造物施工にかかる平均設置高30m以下で、単管足場の足場材の設置・撤去作業
- 【条件】**
 - 条件は以下の通り。
 - 工法：単管足場
 - 安全ネット：必要
 - 仮設材内訳は、丸パイプ、直交クランプ、自在クランプ、直線ジョイント、固定ベース、足場板、敷板、壁つなぎ、階段、養生ネット（メッシュシート）、安全ネット等である。
 - 施工機械は、ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・25t吊を標準とし、その運転労務を含む。
- 【適用できない条件】**
 - 高さ2m未満の構造物及び鋼橋床版、砂防、ダム、トンネル等で標準歩掛が設定されている工種には適用出来ない。
 - 「場所打擁壁工(1)」、「函渠工(1)」、「共同溝工(1)(2)」、「橋台・橋脚工(1)」については、適用出来ない。
- 【留意点】**
 - 主な作業内容としては、主な作業内容としては、上記条件における単管足場の足場材の設置・撤去作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 平場、狭小地、傾斜地等による歩掛の違いを考慮する必要がある。

単管足場(建築)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(単管足場(建築))				
標準的な規格・仕様		単管足場				
条件	(足場高さ)	10m未満				
労務費の基準値(案)		3,290(円/掛m2)				
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/掛m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/掛m2)	日当たり作業量 (参考値) (掛m2/人・日)
		とび工	0.10000	32,900	3,290.00	10 掛m2/人・日
		合計			3,290.00	1÷0.1 人・日/掛m2

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。

補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したものの、「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】

- 建築工事における単管足場の掛払いに適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 足場の種類：単管足場
 - 足場高さ：10m未満
- 場内小運搬を含む。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における単管足場の設置・撤去作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 平場、狭小地、傾斜地等による歩掛の違いを考慮する必要がある。
- 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

型枠支保工足場(土木)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(型枠支保工足場(土木))			
標準的な規格・仕様		パイプサポート支保・くさび結合支保工			
条件	(支保工法)	くさび結合支保			
	(支保耐力)	40kN/m ² < f ≤ 80kN/m ²			
労務費の基準値(素)		4,831(円/空m ³)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/空m ³)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/空m ³)	
	土木一般世話役	0.02100	32,400	680.40	
	型わく工	0.02700	31,700	855.90	
	とび工	0.04200	32,900	1,381.80	
	普通作業員	0.06000	26,800	1,608.00	
	ラフテレーンクレーン運転 (運転手(特殊))	0.01200	25,400	304.80	
	合計			4,830.90	

設計労務単価: 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による。

労務歩掛: 令和7年度土木工事標準歩掛による。

〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

【代表的な歩掛の作業内容】

- 一般土木工事の構造物施工にかかる平均設置高30m以下の支保工に係る支保材設置・撤去作業

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 支保工法: くさび結合支保
 - 支保耐力: 40kN/m² < f ≤ 80kN/m²
- 仮設材内訳は、ジャッキベース、大引受ジャッキ、建地材、つなぎ材、斜材等である。
- 施工機械は、ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・25t吊を標準とし、その運転労務を含む

【適用できない条件】

- 鋼橋床版、砂防、ダム、トンネル等で標準歩掛が設定されている工種には適用出来ない。
- 「場所打擁壁工(1)」、「函渠工(1)」、「共同溝工(1)(2)」、「橋台・橋脚工(1)」については、適用出来ない。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における支保工に係る支保材設置・撤去作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 支保工の高さ、使用部材、建地ピッチによる歩掛の違いを考慮する必要がある。
- 枠組足場のサイズを考慮する必要がある。
- 仮設資材搬出入場所(例: 施工場所か否か)、使用機材(例: クレーン)を考慮する必要がある。
- 足場・型枠支保工組立前の準備状況を考慮する必要がある(例: 事前に測量工が追い出し用の地墨を打って足元のレベルを出しているかどうか)。
- 支保工組立完了時点で考慮する必要がある(例: 大引受けジャッキ及び角パイプ設置まで、という前提か、等)。
- 支保工解体後の仮設資材の移動距離を考慮する必要がある。

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性はある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

- ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

型枠支保工足場(建築)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(型枠支保工足場(建築))			
標準的な規格・仕様		内部躯体足場			
条件	(支保の種類)	躯体支保工・手摺先行方式			
	(建枠)	900×1700			
	(布枠)	500+240			
	(階高)	7.4m以上9.1m未満			
労務費の基準値(案)		6,547(円/床m ²)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/床m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/床m ²)
		とび工	0.19900	32,900	6,547.10
		合計			6,547.10

日当たり作業量 (参考値) (床m ² /人・日)
5.03 床m ² /人・日
1÷0.199 人・日/床m ²

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

- 【代表的な歩掛の作業内容】**
- ・ 建築工事における躯体支保の掛払いについて適用
- 【条件】**
- ・ 条件は以下の通り。
 - 足場の種類：枠組本足場（手すり先行方式）
 - 建枠：900×1700
 - 布枠：500+240
 - 階高：7.4m以上9.1m未満
 - ・ 場内小運搬を含む。
- 【留意点】**
- ・ 主な作業内容としては、上記条件における躯体支保の設置・撤去作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・ 支保工の高さ、使用部材、建地ピッチによる歩掛の違いを考慮する必要がある。
 - ・ 枠組足場のサイズを考慮する必要がある。
 - ・ 仮設資材搬出入場所（例：施工場所か否か）、使用機材（例：クレーン）を考慮する必要がある。
 - ・ 足場、型枠支保工組立前の準備状況を考慮する必要がある（例：事前に測量工が追い出し用の地墨を打って足元のポイントを出しているかどうか）。
 - ・ 支保工組立完了時点で考慮する必要がある（例：大引受けジャッキ及び角パイプ設置まで、という前提か、等）。
 - ・ 支保工解体後の仮設資材の移動距離を考慮する必要がある。
 - ・ 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している（型枠支保工足場（土木）の労務費の基準値案とは、前提条件も異なるところ）。建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮し、適切な補正を行う必要がある。

基礎足場における労務費の基準値(案)：東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(基礎足場)			
標準的な規格・仕様		地足場			
条件		—			
労務費の基準値(案)		1,184(円/m2)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m2)
		とび工	0.03600	32,900	1,184.40
		合計			1,184.40

日当たり作業量 (参考値) (m2/人・日)
27.78 m2/人・日
1÷0.036 人・日/m2

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
 補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

- 【代表的な歩掛の作業内容】

 - ・ 建築工事における地足場の掛払いについて適用
- 【条件】

 - ・ 条件は以下の通り。
 足場の種類：地足場
 - ・ 場内小運搬を含む。
- 【留意点】

 - ・ 主な作業内容としては、上記条件における地足場の設置・撤去作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・ 足場の高さ（段数）と掛面積による歩掛の違いを考慮する必要がある。
 - ・ 梁の高さの違いによる歩掛の違いを考慮する必要がある。
 - ・ 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。
 - ・ 本表の数字は、建築工事における地足場に係るものである。土工工事の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

仮設鉄板(土木)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(仮設鉄板(土木))			
標準的な規格・仕様		敷鉄板設置工・撤去工			
条件	(作業区分)	設置・撤去			
労務費の基準値(案)		362(円/m ²)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)	
	土木一般世話役	0.00295	32,400	95.58	
	とび工	0.00295	32,900	97.05	
	普通作業員	0.00295	26,800	79.06	
	バックホウ(クローラ型)運転 (運転手(特殊))	0.00295	30,500	89.97	
	合計			361.66	

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。

〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・工事用道路等において、軟弱地盤等により工事用車両の通行や重機の移動に支障がある場合の敷鉄板設置・撤去作業

【条件】

- ・条件は以下の通り。
作業区分：設置撤去
- ・敷鉄板の溶接やガス切断等の作業が必要な場合は、別途計上する。
- ・施工機械は、バックホウ（クローラ型）標準型・クレーン機能付き・山積0.8m³（平積0.6m³）吊能力2.9tを標準とし、その運転労務を含む。

【留意点】

- ・主な作業内容としては、上記条件における敷鉄板設置・撤去作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・鉄板の重量による歩掛の違いを考慮する必要がある。

仮設鉄板(建築)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(仮設鉄板(建築))			
標準的な規格・仕様		仮設鉄板敷			
条件	(敷鉄板規格)	1524×6096×22mm			
	(作業区分)	設置			
労務費の基準値(案)		967(円/m2)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m2)	
	普通作業員	0.02300	26,800	616.40	
	トラッククレーン運転 (運転手(特殊))	0.01150	30,500	350.75	
	合計			967.15	

日当たり作業量 (参考値) (m2/人・日)
28.99 m2/人・日
1÷0.0345 人・日/m2

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・ 建築工事における仮設鉄板の設置について適用

【条件】

- ・ 条件は以下の通り。
敷鉄板規格：1524×6096×22mm
作業区分：設置
- ・ 撤去は含まない
- ・ 施工機械は、トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型4.9t吊を標準とし、その運転労務を含む。
- ・ 場内小運搬を含む。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における仮設鉄板の設置作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 鉄板の重量による歩掛の違いを考慮する必要がある。
- ・ 本基準では、公共建築工事標準単価積算基準を基にした歩掛のため、トラッククレーンの運転労務歩掛を含むが、これを含まない場合、上記基準からトラッククレーンの運転労務歩掛を除いた額となる（616円/m2）。
- ・ 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。施工対象物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

仮囲い(土木)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(仮囲い(土木))			
標準的な規格・仕様		仮囲い設置・撤去工			
条件	(作業区分)	設置・撤去			
労務費の基準値(案)		8,150(円/m)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)
		土木一般世話役	0.04898	32,400	1,586.95
		普通作業員	0.24490	26,800	6,563.32
		合計			8,150.27

設計労務単価: 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による。
 労務歩掛: 令和7年度土木工事標準歩掛による。
 [補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。]

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性はある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】

- 建設工事現場における仮囲いの設置及び撤去

【条件】

- 条件は以下の通り。
作業区分: 設置撤去
- 基礎形式は丸パイプ土中打込式とする。
- 囲い高さは3mとする。

【適用できない条件】

- 塗装及び機材搬出入等のゲートには適用できない。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における仮囲いの設置及び撤去作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 仮囲いの高さ、種類等による歩掛の違いを考慮する必要がある。

仮囲い(建築)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(仮囲い(建築))		
標準的な規格・仕様		仮囲い		
条件	(仮囲鉄板規格)	t=1.2mm、W=500mm		
	(高さ)	3.0m		
	(作業区分)	設置		
労務費の基準値(案)		4,181(円/m)		
内訳	職種	施工単位当たり歩掛	設計労務単価	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価
		(人・日/m)	(円/人・日)	(円/m)
	普通作業員	0.15600	26,800	4,180.80
合計				4,180.80

日当たり作業量 (参考値)
(m/人・日)
6.41 m/人・日
1÷0.156 人・日/m

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。

補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。

「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・ 建築工事における仮囲いの設置について適用

【条件】

- ・ 条件は以下の通り。
 - 仮囲鉄板規格：t=1.2mm、W=500mm
 - 高さ：3.0m
 - 作業区分：設置
- ・ 撤去は含まない。
- ・ 場内小運搬を含む。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における仮囲いの設置作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 仮囲いの高さ、種類等による歩掛の違いを考慮する必要がある。
- ・ 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。施工対象物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

鉄塔建方(土木)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(鉄塔建方(土木))			
標準的な規格・仕様		通信用鉄塔架設			
条件	(作業種別)	鋼管 機械施工			
	(作業内容)	新設			
労務費の基準値(案)		80,030(円/t)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/t)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/t)
		鉄骨工	1.30000	29,600	38,480.00
		とび工	1.10000	32,900	36,190.00
		普通作業員	0.20000	26,800	5,360.00
		合計			80,030.00

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。

〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・ 通信用鉄塔の設置作業

【条件】

- ・ 条件は以下の通り。
作業種別：鋼管 機械施工
作業内容：新設
- ・ 作業に必要なクレーン車の運転労務については上記に含まれていないため別途計上が必要である。

【適用できない条件】

- ・ 基礎工事は除く。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における通信用鉄塔の設置作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 組立ての高さ、ピース数等による歩掛の違いを考慮する必要がある。

鉄骨建方(建築)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(鉄骨建方(建築))			
標準的な規格・仕様		鉄骨建方			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/t)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/t)
		とび工	α	32,900	$\alpha \times 32,900 (A)$
		鉄骨工	β	29,600	$\beta \times 29,600 (B)$
		■■工	γ	■■工の単価	$\gamma \times \text{■■工の単価} (C)$
		合計			A+B+C

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
 技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・ 建築工事における鉄骨建方

【条件】

- ・ 条件は以下の通り。
 - の種類: ●●
 - △△の種類: △△
- ・ ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における鉄骨工事の鉄骨建方を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 鉄骨建方に当たっては、以下の点に留意する必要がある。
 - * 組立て高さ、床面積、ピース数等による歩掛の違い
 - * トン当たりの高力ボルト本数（本/ t）
 - * スパン調整手間の有無
 - * トラッククレーン又は、クローラクレーン及び相番クレーンによる建方及び荷捌き
 - * 鉄骨建方に伴う仮設の架設手間の有無
 - * 相番クレーン及び搬入車両、荷捌きの作業スペース
 - * ロング梁がある場合の地組費用
 - * 同じトン数でも鉄骨ピース数の違い
 - * SRC造の場合
 - * 測量工相番の有無
 - * 付帯鉄骨の扱い
- ・ 建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

工事の種類		とび・土工工事(吊り足場)			
標準的な規格・仕様		主体足場(パイプ吊足場)			
条件	(橋梁の種類)	プレートガーダ・ボックスガーダ			
	(作業区分)	設置・撤去・賃料			
労務費の基準値(案)		1,949(円/m2)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m2)
		橋りょう特殊工	0.05600	34,800	1,948.80
		合計			1,948.80

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性はある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・ 鋼橋及び合成床版の架設工事に係る足場の設置撤去

【条件】

- ・ 条件は以下の通り。
鋼橋の種類：プレートガーダ・ボックスガーダ
作業区分：設置・撤去・賃料

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における鋼橋及び合成床版の架設工事に係る足場の設置撤去作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 鋼橋、PC橋の吊元がクランプ留め若しくはアンカー留めかによる歩掛の違いを考慮する必要がある。
- ・ 本表の数字は、鋼橋及び合成床版の架設工事に係る足場の設置撤去の土木工事に係るものである。建築工事の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

下部工手摺先行枠組足場(土木)における労務費の基準値(案)：東京都の例



工事の種類		とび・土工工事(下部工手摺先行枠組足場(土木))			
標準的な規格・仕様		下部工手摺先行枠組足場			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/掛m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛× 設計労務単価 (円/掛m2)	
	とび工	α	32,900	$\alpha \times 32,900(A)$	
	■■工	β	■■工の単価	$\beta \times \text{■■工の単価}(B)$	
	合計			A+B	

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】

- とび・土工工事における下部工手摺先行枠組足場の設置・撤去作業

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - の種類：●●
 - △△の種類：△△
- ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における下部工手摺先行枠組足場の設置・撤去作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 足場の高さや幅による歩掛の違いを考慮する必要がある。

工事の種類		とび・土工工事(下部工次世代足場(土木))			
標準的な規格・仕様		下部工次世代足場			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/掛m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛× 設計労務単価 (円/掛m2)	
	とび工	α	32,900	$\alpha \times 32,900 (A)$	
	■■工	β	■■工の単価	$\beta \times \text{■■工の単価} (B)$	
	合計			A+B	

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性はある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】
・ とび・土工工事における下部工次世代足場の設置・撤去作業

【条件】
・ 条件は以下の通り。
 ●●の種類：●●
 △△の種類：△△
・ ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
・ 主な作業内容としては、上記条件における下部工次世代足場の設置・撤去作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
・ 足場の高さや幅による歩掛の違いを考慮する必要がある。

橋桁架設(鋼橋)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(橋桁架設(鋼橋))			
標準的な規格・仕様		架設工(鉋桁・箱桁・少数Ⅰ桁・細幅箱桁・ラーメン橋)			
条件	(架設工法)	移動式クレーンによるステージング			
	(桁形式)	箱桁・ラーメン(箱桁形式)			
	(日当り架設質量)	55t			
	(使用電源の区分)	発動発電機			
労務費の基準値(案)		4,536(円/t)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/t)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/t)
		橋りょう世話役	0.01820	40,600	738.92
		橋りょう特殊工	0.10910	34,800	3,796.68
		合計			4,535.60

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性はある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。

〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

【代表的な歩掛の作業内容】

- 鋼橋の架設工事に係る箱桁ラーメン（箱桁形式）の架設工

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 架設方法：移動式クレーンによるステージング
 - 桁形式：箱桁ラーメン（箱桁形式）
 - 日当り架設質量：55 t
 - 使用電源の区分：発動発電機
- 架設に伴う仮締めを含むが、地組及び支承据付は別途計上する。また、落橋防止装置のうち鋼板が主体となっているものの取付歩掛を含む。
- クレーンの運転労務は含まないので、必要に応じて別途計上する。
- 主桁質量は「鋼道路橋数量集計マニュアル（案）」にて主桁の大型材片及び小型材片に分類されている部材の総質量である。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における鋼橋の架設工事に係る箱桁ラーメン（箱桁形式）の架設工を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

橋桁架設(PC橋)における労務費の基準値(案):東京都の例

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		とび・土工工事(橋桁架設(PC橋))			
標準的な規格・仕様		PC工			
条件	(桁形式)	ポストテンション桁			
	(PCケーブルの種類)	シングルストランドシステム 950kN(100t)(1S28.6)			
労務費の基準値(案)		1,973(円/m)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)	
	橋りょう世話役	0.00870	40,600	353.22	
	橋りょう特殊工	0.03500	34,800	1,218.00	
	普通作業員	0.01500	26,800	402.00	
	合計			1,973.22	

設計労務単価: 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による。

労務歩掛: 令和7年度土木工事標準歩掛による。

〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・プレストレストコンクリート桁の架設に係るPC工の作業

【条件】

- ・条件は以下の通り。
 - 桁形式: ポストテンション桁
 - 主桁分割数: シングルストランドシステム 950kN(100t)(1S28.6)
- ・ケーブル延長は、定着装置内面間の実延長とする。
- ・ケーブルの切断、シースの組立、ケーブルの挿入、整正、グラウト注入作業を含む。

【留意点】

- ・主な作業内容としては、上記条件におけるプレストレストコンクリート桁の架設に係るPC工を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

桁受支柱架設(土木)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(桁受支柱架設(土木))			
標準的な規格・仕様		ベント設備 設置・撤去			
条件	(使用機械)	ラフテレーンクレーン			
	(ベント総質量)	100t			
	(使用電源の区分)	発動発電機			
労務費の基準値(案)		33,512(円/t)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/t)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/t)
		橋りょう世話役	0.15600	40,600	6,333.60
		橋りょう特殊工	0.78100	34,800	27,178.80
		合計			33,512.40

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。
 [補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。]

【代表的な歩掛の作業内容】

- 鋼橋及び合成床版の架設工事に係るベント設備の設置・撤去

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 使用機械：ラフテレーンクレーン
 - ベント総質量：100 t
 - 使用発電機の区分：発動発電機
- ベント用足場の設置・撤去労務を含む。
- ベント基礎は、現場状況に応じて別途計上する。
- 施工機械は、ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・25t吊を標準とするが、運転労務は含まないので、必要に応じて別途計上が必要である。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における鋼橋及び合成床版の架設工事に係るベント設備の設置・撤去作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 桁受ベント（支柱）の重量による歩掛の違いを考慮する必要がある。

重量物の運搬における労務費の基準値(案)：東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(重量物の運搬)			
標準的な規格・仕様		搬入基準単価			
条件		—			
労務費の基準値(案)		54,785(円/t)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/t)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/t)
		トラッククレーン運転 (運転手(特殊))	0.34700	30,500	10,583.50
		トラック運転 (運転手(一般))	0.01750	25,400	444.50
		とび工	1.33000	32,900	43,757.00
		合計			54,785.00

日当たり作業量 (参考値) (t/人・日)
0.59 t/人・日
1÷1.6945 人・日/t

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
 補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもので、「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
 ・ 機械設備工事における機器搬入について適用

【条件】
 ・ 単独の機器の質量が、「600kg/m3以上、かつ、800kg超え1,000kg以下」、または、「500kg/m3以上600kg/m3未満、かつ、100kg以上」の場合に適用する。
 ・ 複数搬入の場合に適用する。
 ・ 施工機械は、トラッククレーンまたはラフテレーンクレーン16t吊を標準とし、その運転労務を含む・施工器具は、油圧ジャッキ20tを標準とする。
 ・ 油圧ジャッキ、コロ、道板の運搬を含み、運搬機械は、トラック普通用 2 t積を標準とし、その運転労務を含む。
 ・ 作業範囲は、機器を現場敷地内の仮置場から設置場所まで運び入れ、基礎上に仮据付けを行うまでとする。

【留意点】
 ・ 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事における機器搬入作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 ・ 重量物の重量、運搬距離、運搬経路条件等による歩掛の違いを考慮する必要がある。
 ・ 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。施工対象物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。
 ・ 本表の数字は、機械設備工事における機器搬入に係るものである。土工工事の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

機械の組立て、解体における労務費の基準値(案)：東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(機械の組立て、解体)			
標準的な規格・仕様		重建設機械分解組立輸送			
条件	(作業区分)	分解組立 + 輸送(往復)			
	(機械質量区分)	クローラークレーン系35t吊を超え80t吊以下(クラムシェル平積0.6 mを超え平積2.0 m以下)			
労務費の基準値(案)		210,200(円/台)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/台)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/台)	
	特殊作業員	5.50000	29,900	164,450.00	
	ラフテレーンクレーン運転 (運転手(特殊))	1.50000	30,500	45,750.00	
	合計			210,200.00	

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。
補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したものを。

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】

- 工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 作業区分：分解組立輸送（往復）
 - 機械質量区分：クローラークレーン系35 t 吊を超え80 t 吊以下
(クラムシェル平積0.6 mを超え平積2.0 m以下)・ベタ張、目地張の場合に適用できる。
- 分解・組立の合計であり、内訳は分解50%、組立50%である。
- 機械の分解・組立に使用する機械は、ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型・25吊を標準とし、その運転労務を含む。
- 分解・組立の合計費用であり運搬費は含まない。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 機械重量の違いによる歩掛の違いを考慮する必要がある。
- 本表の数字は、土木工事における工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立に係るものである。建築工事の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

工事の種類		とび・土工工事(曳家(建築))			
標準的な規格・仕様		曳家			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m2)
		とび工	α	32,900	α×32,900(A)
		■■工	β	■■工の単価	β×■■工の単価(B)
		合計			A+B

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- ・ とび・土工工事における曳家工事
- 【条件】
- ・ 条件は以下の通り。
 - の種類：●●
 - △△の種類：△△
 - ・ ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。
- 【留意点】
- ・ 主な作業内容としては、上記条件における曳家工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・ 建築物の構造、家屋面積による歩掛の違いを考慮する必要がある。
 - ・ 建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

工事の種類		コンクリート工事(コンクリート打設(100m3未満)(土木))			
標準的な規格・仕様		コンクリート			
条件	(構造物種別)	無筋・鉄筋構造物			
	(打設工法)	コンクリートポンプ車打設			
	(設計日打設量)	10m3以上100m3未満			
	(養生工の種類)	一般養生			
	(圧送管延長距離区分)	延長無し			
労務費の基準値(案)		4,655(円/m3)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m3)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m3)	
	普通作業員	0.09300	26,800	2,492.40	
	土木一般世話役	0.02600	32,400	842.40	
	特殊作業員	0.02700	29,900	807.30	
	運転手(特殊)	0.01680	30,500	512.40	
	合計			4,654.50	

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性はある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：令和7年度施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）による。
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- 一般的な構造物（無筋構造物、鉄筋構造物）のコンクリートポンプ車によるコンクリート打設
- 【条件】
- 条件は以下の通り。
 - 構造物区分：無筋・鉄筋構造物
 - 打設工法：コンクリートポンプ車打設
 - 設計日打設量：10m3以上100m3未満
 - 養生工の種類：一般養生
 - 圧送管延長距離区分：延長無し
 - 施工機械は、コンクリートポンプ車 トラック架装・ブーム式 圧送能力90～110m3／hを標準とし、その運転労務を含む。
 - マシブな構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物、均しコンクリート等及び水路、水門、ポンプ場下部工、栈橋上部コンクリート、橋梁床版、壁高欄等の鉄筋量の多い構造物等に適用できる。
 - コンクリート打設、締固め、表面仕上、養生、ホースの筒先作業等を行う機械付補助作業を含む。

- 【適用できない条件】
- ダムコンクリート、トンネル覆工コンクリート、砂防コンクリート、コンクリート舗装、消波根固めブロック、コンクリート桁及び軽量コンクリート等の特殊コンクリート打設、並びに、橋梁床版の養生工、場所打擁壁工（１）（２）、函渠工（１）（２）、共同溝工（ただし、現場打ちの電線共同溝（Ｃ・Ｃ・ＢＯＸ）を除く。）、橋台・橋脚工（１）（２）、張りコンクリート工（平均厚さ5 cm以上10cm以下）、深礎工には適用できない。
- 【留意点】
- 主な作業内容としては、上記条件における一般的な構造物（無筋構造物、鉄筋構造物）のコンクリートポンプ車によるコンクリート打設を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 通常よりも施工規模が小さい場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

工事の種類		コンクリート工事(コンクリート打設(100m3以上)(土木))			
標準的な規格・仕様		コンクリート			
条件	(構造物種別)	無筋・鉄筋構造物			
	(打設工法)	コンクリートポンプ車打設			
	(設計日打設置)	100m3以上500m3未満			
	(養生工の種類)	一般養生			
	(圧送管延長距離区分)	延長無し			
労務費の基準値(案)		2,441(円/m3)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m3)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m3)	
	普通作業員	0.04500	26,800	1,206.00	
	特殊作業員	0.02400	29,900	717.60	
	土木一般世話役	0.01200	32,400	388.80	
	運転手(特殊)	0.00420	30,500	128.10	
	合計			2,440.50	

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：令和7年度施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）による。
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- 一般的な構造物（無筋構造物、鉄筋構造物）のコンクリートポンプ車によるコンクリート打設
- 【条件】
- 条件は以下の通り。
 - 構造物区分：無筋・鉄筋構造物
 - 打設工法：コンクリートポンプ車打設
 - 設計日打設置：100m3以上500m3未満
 - 養生工の種類：一般養生
 - 圧送管延長距離区分：延長無し
 - 施工機械は、コンクリートポンプ車トラック架装・ブーム式 圧送能力90～110m3/hを標準とし、その運転労務を含む。
 - マシブな構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物、均しコンクリート等及び水路、水門、ポンプ場下部工、栈橋上部コンクリート、橋梁床版、壁高欄等の鉄筋量の多い構造物等に適用できる。
 - コンクリート打設、締固め、表面仕上、養生、ホースの筒先作業等を行う機械付補助作業を含む。
- 【適用できない条件】
- ダムコンクリート、トンネル覆工コンクリート、砂防コンクリート、コンクリート舗装、消波根固めブロック、コンクリート桁及び軽量コンクリート等の特殊コンクリート打設、並びに、橋梁床版の養生工、場所打擁壁工（１）（２）、函渠工（１）（２）、共同溝工（ただし、現場打ちの電線共同溝（Ｃ・Ｃ・ＢＯＸ）を除く。）、橋台・橋脚工（１）（２）、張りコンクリート工（平均厚さ５cm以上10cm以下）、基礎工には適用できない。
- 【留意点】
- 主な作業内容としては、上記条件における一般的な構造物（無筋構造物、鉄筋構造物）のコンクリートポンプ車によるコンクリート打設を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 打設規模は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 本表の数字は、コンクリート工事（コンクリート打設（100m3以上））の土木工事に係るものである。

コンクリート打設(人力打設)(建築)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		コンクリート工事(コンクリート打設(人力打設)(建築))			
標準的な規格・仕様		コンクリート			
条件 (作業区分)		生コン人力打設			
労務費の基準値(案)		19,435(円/m3)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m3)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m3)
		特殊作業員	0.65000	29,900	19,435.00
		合計			19,435.00

日当たり作業量 (参考値) (m3/人・日)
1.54 m3/人・日
1÷0.65 人・日/m3

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。

補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- ・ 機械設備工事における樹類及び機器用基礎のコンクリート工事に適用
- 【条件】
- ・ 条件は以下の通り。
作業区分：生コン人力打設
 - ・ コンクリート手練り、型枠、鉄筋は含まない。
 - ・ 場内小運搬を含む。
- 【留意点】
- ・ 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事の樹類及び機器用基礎のコンクリート工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・ 打設規模により、歩掛に違いが生じることを考慮する必要がある。
 - ・ 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

工事の種類		とび・土工工事(基礎工事・床掘・埋戻し・盛土(土木))			
標準的な規格・仕様		路体(築堤)盛土			
条件(施工幅員)		2.5m未満			
労務費の基準値(案)		7,030(円/m3)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m3)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m3)
		普通作業員	0.24000	26,800	6,432.00
		特殊作業員	0.02000	29,900	598.00
		合計			7,030.00

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：令和7年度施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）による。
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- 以下の作業とする
 - (1) 自工区内で掘削又は作業土工により発生した土砂等を使用した路体（築堤）盛土
 - (2) 他工区内で発生し運搬されてくる土砂等を使用した路体（築堤）盛土
 - (3) 土取場（仮置場）で採取し運搬されてくる土砂等を使用した路体（築堤）盛土
 - (4) 購入土を使用した路体（築堤）盛土
- 【条件】
- 条件は以下の通り。
 - 施工幅員：2.5m未満
 - 路体又は築堤の自工区内で掘削又は作業土工により発生した土砂等の敷均し・締固め、他工事で発生し運搬されてくる土砂等の敷均し・締固め、土取場（仮置場）で採取し運搬して来る土砂等の敷均し・締固め等を含む。
 - 施工機械は、振動ロー（舗装用）ハンドガイド式 質量0.8～1.1tを標準とし、その運転労務を含む。
 - 敷均し・締固め作業の一層の仕上り厚は30cm以下とする。
- 【適用できない条件】
- 路床盛土工には適用できない。
 - ダムコンクリート、トンネル覆工コンクリート、砂防コンクリート、コンクリート舗装、消波根固めブロック、コンクリート桁及び軽量コンクリート等の特殊コンクリート打設、並びに、橋梁床版の養生工、場所打擁壁工（1）（2）、函渠工（1）（2）、共同溝工（ただし、現場打ちの電線共同溝（C・C・BOX）を除く。）、橋台・橋脚工（1）（2）、張りコンクリート工（平均厚さ5cm以上10cm以下）、深礎工には適用できない。
 - 施工箇所が点在し、連続作業が不可能な場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 【留意点】
- 主な作業内容としては、上記条件における路体（築堤）盛土工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 床掘深さとその余掘り、土質、湧水の有無等で歩掛に違いが生じることを考慮する必要がある。

基礎工事・床掘・埋戻し・盛土(建築)における労務費の基準値(案)：東京都の例 国土交通省

工事の種類		とび・土工工事(基礎工事・床掘・埋戻し・盛土(建築))			
標準的な規格・仕様		埋戻し			
条件	(施工区分)	機械 バックホウ0.45m3			
労務費の基準値(案)		2,495(円/m3)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m3)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m3)	日当たり作業量 (参考値) (m3/人・日)
	バックホウ運転 (運転手(特殊))	0.01100	30,500	335.50	11.36 m3/人・日 1÷0.088 人・日/m3
	タンバ運転 (特殊作業員)	0.03100	29,900	926.90	
	普通作業員	0.04600	26,800	1,232.80	
	合計			2,495.20	

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- ・ 機械設備工事での建物周囲における地中配管、桟類及び機器用基礎の埋戻しに適用
- 【条件】
- ・ 条件は以下の通り。
 施工区分：機械 バックホウ0.45m3
 - ・ 施工機械は、以下を標準とし、その運転労務を含む。
 バックホウ 0.45m3
 タンバ 60～80kg
 - ・ 締め固めを含む。
 - ・ 場内小運搬を含む。

- 【留意点】
- ・ 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事での建物周囲における地中配管、桟類及び機器用基礎の埋戻し工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・ 床掘深さとその余掘り、土質、湧水の有無等で歩掛に違いが生じることを考慮する必要がある。
 - ・ 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。施工対象物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

工事の種類		とび・土工工事(基礎工事・床掘・埋戻し・盛土(小規模)(土木))			
標準的な規格・仕様		床掘り(小規模)			
条件	(土質)	土砂			
	(施工方法)	上記以外(小規模)			
労務費の基準値(案)		1,759(円/m3)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m3)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m3)	
	運転手(特殊)	0.03130	30,500	954.65	
	普通作業員	0.03000	26,800	804.00	
	合計			1,758.65	

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：令和7年度施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）による。
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】

・ 構造物の築造又は撤去を目的とした床掘り作業土工（床掘り）のうち、土砂におけるバックホウ床掘

【条件】

・ 条件は以下の通り。
土質：土砂
施工方法：上記以外(小規模)

・ 施工機械はバックホウ（クローラ型）後方超小旋回型 山積0.28m3（平積0.2m3）を標準とし、その運転労務を含む。

・ 施工方法「上記以外（小規模）」とは、1箇所当りの施工土量が100m3程度まで、又は平均施工幅 1 m未満の床掘りで、「1箇所当り」とは、目的物 1箇所当りであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を 1箇所とする。

・ 床掘作業における補助労務（基面整正、浮き石の除去）を含む。

【適用できない条件】

・ 深礎工、鋼管矢板基礎工、共同溝工、地すべり防止工のクラムシェル床掘の場合、地山の掘削作業の場合、積込み単独の作業の場合には適用できない。

【留意点】

・ 主な作業内容としては、上記条件における構造物の築造又は撤去を目的とした床掘り作業土工（床掘り）のうち、土砂におけるバックホウ床掘工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

・ 施工数量が100m3以下の小規模土工の場合、歩掛に違いが生じることを考慮する必要がある。

工事の種類		とび・土工工事(基礎工事・床掘・埋戻し・盛土(小規模)(建築))			
標準的な規格・仕様		埋戻し			
条件 (施工区分)		機械 バックホウ0.13m3			
労務費の基準値(案)		3,809(円/m3)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛	設計労務単価	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価	
		(人・日/m3)	(円/人・日)	(円/m3)	
	バックホウ運転 (運転手(特殊))	0.03300	30,500	1,006.50	
	タンバ運転 (特殊作業員)	0.03100	29,900	926.90	
	普通作業員	0.07000	26,800	1,876.00	
合計				3,809.40	

日当たり作業量
(参考値)

(m3/人・日)

7.46 m3/人・日

1÷0.134 人・日/m3

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。

補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。

「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

- 機械設備工事での建物周囲における地中配管、桝類及び機器用基礎の埋戻しに適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 施工区分：機械 バックホウ0.13m3
- 施工機械は、以下を標準とし、その運転労務を含む。
 - バックホウ 0.13m3
 - タンバ 60～80kg
- 締め固めを含む。
- 場内小運搬を含む。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事での建物周囲における地中配管、桝類及び機器用基礎の埋戻しを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 施工数量が100m3以下の小規模土工の場合、歩掛に違いが生じることを考慮する必要がある。
- 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。施工対象物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

地業工(土木)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(地業工(土木))			
標準的な規格・仕様		基礎砕石			
条件 (砕石厚さ)		17.5cmを超え20.0cm以下			
労務費の基準値(案)		1,036(円/m ²)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)
		普通作業員	0.01871	26,800	501.42
		特殊作業員	0.00710	29,900	212.29
		運転手(特殊)	0.00645	30,500	196.72
		土木一般世話役	0.00387	32,400	125.38
		合計			1,035.81

設計労務単価: 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による。
 労務歩掛: 令和7年度施工パッケージ型積算方式標準単価表(参考資料)による。
 [補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。]

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- ・ 無筋構造物、鉄筋構造物、小型構造物の基礎砕石工
- 【条件】
- ・ 条件は以下の通り。
 砕石厚さ: 17.5cmを超え20.0cm以下
 - ・ 施工機械はバックホウ(クローラ型)標準型 山積0.8m³(平積0.6m³)を標準とし、その運転労務を含む。
 - ・ 厚さが30cm以下の基礎砕石の敷均し及び締固め作業の場合及び再生資材を用いる場合に適用できる。
 - ・ 材料の投入、敷均し、締固め及び現場内小運搬の労務費を含む。
- 【適用できない条件】
- ・ 「所打擁壁工(1)、函渠工(1)、共同溝工(1)(2)、橋台・橋脚工(1)」の場合は適用できない。
- 【留意点】
- ・ 主な作業内容としては、上記条件における無筋構造物、鉄筋構造物、小型構造物の基礎砕石工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・ 砕石の厚みにより歩掛の違いが生じることを考慮する必要がある。

地業工(建築)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(地業工(建築))			
標準的な規格・仕様		砂利地業			
条件	(骨材の種類)	切込砂利、切込碎石又は再生クラッシャーラン			
労務費の基準値(案)		5,360(円/m3)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m3)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単価当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m3)
		普通作業員	0.20000	26,800	5,360.00
		合計			5,360.00

日当たり作業量 (参考値) (m3/人・日)
5 m3/人・日
1÷0.2 人・日/m3

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
 ・ 建築工事における砂利地業に適用

【条件】
 ・ 条件は以下の通り。
 骨材の種類：再生クラッシャーラン（ただし、切込砂利、切込碎石にも適用可能）
 ・ 場内小運搬を含む。

【留意点】
 ・ 主な作業内容としては、上記条件における砂利地業工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 ・ 碎石の厚みにより歩掛の違いが生じることを考慮する必要がある。
 ・ 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。施工対象物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

防湿工における労務費の基準値(案)：東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(防湿工)			
標準的な規格・仕様		床下防湿層敷き			
条件	(防湿シートの種類)	ポリエチレンフィルム 厚0.15mm			
労務費の基準値(案)		134(円/m2)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m2)
		普通作業員	0.00500	26,800	134.00
		合計			134.00

日当たり作業量 (参考値) (m2/人・日)
200 m2/人・日
1÷0.005 人・日/m2

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
 ・ 建築工事における床下の防湿層敷きに適用

【条件】
 ・ 条件は以下の通り。
 防湿シート：ポリエチレンフィルム 厚0.15mm
 ・ 場内小運搬を含む。

【留意点】
 ・ 主な作業内容としては、上記条件における床下の防湿層敷きを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 ・ 防湿シートの種類や厚み等による歩掛の違いを考慮する必要がある。
 ・ 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。施工対象物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。
 ・ 本表の数字は、建築工事における床下の防湿層敷きに係るものである。土木工事の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

路盤工(土木)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(路盤工(土木))			
標準的な規格・仕様		下層路盤(車道・路肩部)			
条件	(施工区分)	1層施工			
労務費の基準値(案)		215(円/m ²)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)	
	運転手(特殊)	0.00360	30,500	109.80	
	普通作業員	0.00150	26,800	40.20	
	特殊作業員	0.00120	29,900	35.88	
	土木一般世話役	0.00090	32,400	29.16	
	合計			215.04	

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 労務歩掛：令和7年度施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）による。
 [補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。]

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- ・ アスファルト舗装及びコンクリート舗装工事の路盤工のうち、一層当りの仕上り厚さが20cmまでの下層路盤
- 【条件】
- ・ 条件は以下の通り。
 施工区分：1層施工
 - ・ 施工機械は以下を標準とし、その運転労務を含む。
 モータグレーダ〔土工用〕 ブレード幅3.1m
 ロードローラ〔マカダム〕 質量10t
 タイヤローラ〔普通型〕 質量13～14t
 - ・ 車道部及び路肩部の下層路盤(凍上抑制層がある場合も含む)の路盤材敷均し・締固めの他、散水、タンバ・ランマによる締固め補助、小型バックホウ及び振動ローラによる補助作業の労務費を含む。
- 【留意点】
- ・ 主な作業内容としては、上記条件におけるアスファルト舗装及びコンクリート舗装工事の路盤工のうち、一層当りの仕上り厚さが20cmまでの下層路盤工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・ 碎石の厚みにより歩掛の違いが生じることを考慮する必要がある。

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		とび・土工工事(路盤工(建築))			
標準的な規格・仕様		路盤材敷きならし			
条件	(厚さ)	20cm			
	(施工規模)	特に狭い場所			
	(施工区分)	人力施工			
労務費の基準値(案)		2,090(円/m2)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m2)	日当たり作業量 (参考値) (m2/人・日)
	普通作業員	0.07800	26,800	2,090.40	12.82 m2/人・日
	合計			2,090.40	1÷0.078 人・日/m2

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- ・ 建築工事における構内舗装の路盤材敷きならしに適用
- 【条件】
- ・ 条件は以下の通り。
 - 厚さ：20cm
 - 施工規模：特に狭い場所
 - 施工区分：人力施工
 - ・ 場内小運搬を含む。
- 【留意点】
- ・ 主な作業内容としては、上記条件における構内舗装の路盤材敷きならし工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・ 碎石の厚みにより歩掛の違いが生じることを考慮する必要がある。
 - ・ 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。施工対象物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

表層改良工における労務費の基準値(案)：東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(表層改良工)			
標準的な規格・仕様		安定処理工(自走式土質改良工)			
条件	(土質区分)	粘性土			
労務費の基準値(案)		308(円/m3)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m3)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m3)
		土木一般世話役	0.00332	32,400	107.56
		特殊作業員	0.00332	29,900	99.26
		バックホウ運転 (運転手(特殊))	0.00332	30,500	101.26
	合計				308.08

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。
 [補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。]

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・ 自走式土質改良機内で建設発生土の原料土を固化材と均質に混合し、改良土として再利用するための安定処理工（自走式土質改良工）

【条件】

- ・ 条件は以下の通り。
改良土質：粘性土
- ・ 土質改良工は、固化材投入、改良対象土投入、攪拌・土質改良までの作業とする。
- ・ 玉石等（200mm以上）の除去作業は含まない数量であり、除去作業が必要な場合は、別途計上する。
- ・ 施工機械は、以下を標準とし、その運転労務を含む。
自走式土質改良機 [解砕・固化材混合式]機械質量20 t 級
バックホウ（クローラ型）標準型 山積0.8m3（平積0.6m3）

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における安定処理工（自走式土質改良工）を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 改良深度、セメント系固化材の添加量による歩掛の違いを考慮する必要がある。
- ・ 本表の数字は、土木工事における安定処理工（自走式土質改良工）に係るものである。建築工事の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

工事の種類		とび・土工工事(土留め支保工)			
標準的な規格・仕様		切梁・腹起し設置・撤去			
条件	(作業区分)	設置・撤去			
	(火打ちブロックの有無)	無			
労務費の基準値(案)		50,988(円/t)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/t)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/t)	
	土木一般世話役	0.27000	32,400	8,748.00	
	とび工	0.51000	32,900	16,779.00	
	溶接工	0.27000	37,000	9,990.00	
	普通作業員	0.27000	26,800	7,236.00	
	ラフテレーンクレーン運転 (運転手(特殊))	0.27000	30,500	8,235.00	
	合計			50,988.00	

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。

〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・土留（親杭横矢板工法、鋼矢板工法）で使用される仮設材のうち、切梁、腹起しの設置・撤去工

【条件】

- ・条件は以下の通り。
 - 作業区分：設置・撤去
 - 火打ちブロックの有無：無
- ・施工機械は、ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・25t吊を標準とし、その運転労務を含む。
- ・切梁・腹起しにおいては、加工材を標準とし、中間支柱の施工は含まない。
- ・腹起しにおいては、中埋土の充填排除は含まない。

【留意点】

- ・主な作業内容としては、上記条件における土留（親杭横矢板工法、鋼矢板工法）で使用される仮設材のうち、切梁、腹起しの設置・撤去工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・掘削深度、土質、湧水等の現場条件で、設置する土止め壁の種類による歩掛の違いを考慮する必要がある。
- ・本表の数字は、土木工事における土留（親杭横矢板工法、鋼矢板工法）で使用される仮設材のうち、切梁、腹起しの設置・撤去工に係るものである。建築工事の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

工事の種類		とび・土工工事(水替え工(水中ポンプ))			
標準的な規格・仕様		締切排水工			
条件	(施工区分)	ポンプ設置・撤去			
労務費の基準値(案)		88,040(円/箇所)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/箇所)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/箇所)
		土木一般世話役	0.50000	32,400	16,200.00
		特殊作業員	0.10000	29,900	2,990.00
		普通作業員	2.00000	26,800	53,600.00
		バックホウ運転 (運転手(特殊))	0.50000	30,500	15,250.00
		合計			88,040.00

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。

〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

【代表的な歩掛の作業内容】

- 仮設工のうち河川、道路、砂防工事などの水中締切、地中締切の排水工事で、全揚程が15m以下の場合

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 施工区分：ポンプ設置・撤去
- 施工機械は、バックホウ クローラ型標準型・クレーン機能付き・山積0.8m3（平積0.6m3）吊能力2.9tを標準とし、その運転労務を含む。
- 歩掛は、1 締切現場当りポンプ設置・撤去台数が1～5 台が標準である。
- 歩掛には、配管設置・撤去労務を含む。
- 1 工事中に数分割の締切がある場合は、1 締切現場を1 箇所とする。

【適用できない条件】

- ダム本体工事などの大規模工事の排水工事には適用できない。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における仮設工のうちの河川、道路、砂防工事などの水中締切、地中締切の排水工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 水中ポンプの動力源である電動式、油圧式、フレキシ等による歩掛の違いを考慮する必要がある。
- 本表の数字は、土木工事における仮設工のうちの河川、道路、砂防工事などの水中締切、地中締切の排水工事に係るものである。建築工事の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

伐採、伐根、剪定(造園)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		造園工事(伐採、伐根、剪定)			
標準的な規格・仕様		植樹管理(寄植剪定)			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m2)
		造園工	α	27,100	$\alpha \times 27,100 (A)$
		■■工	β	■■工の単価	$\beta \times \text{■■工の単価} (B)$
		合計			A+B

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性はある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
 技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】
 ・ 造園工事における伐採、伐根、剪定の植樹管理（寄植剪定）

【条件】
 ・ 条件は以下の通り。
 ●●の種類：●●
 △△の種類：△△
 ・ ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
 ・ 主な作業内容としては、上記条件における伐採、伐根、剪定の植樹管理（寄植剪定）を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

クレーン運転における労務費の基準値(案)：東京都の例

工事の種類		クレーン運転			
標準的な規格・仕様		ラフテレーンクレーン運転			
	条件	(規格)	油圧伸縮ジブ型・25t吊		
労務費の基準値(案)		30,500(円/日)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/日)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/日)
		運転手(特殊)	1.00000	30,500	30,500.00
		合計			30,500.00

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- ・ラフテレーンクレーンの1日当りの運転または操作及び整備点検、給油脂、清掃等の作業
- 【条件】
- ・施工機械は、ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・25t吊を標準とし、その運転労務のみの費用である。

- 【留意点】
- ・主な作業内容としては、上記条件におけるラフテレーンクレーン運転を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・運転について特に高度な技能が必要な場合は、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金は含まない。
 - ・8時間を超えて整備点検、給油脂、清掃等の作業を行う場合は、別途考慮する。
 - ・回送が必要な場合は、別途考慮する。

杭工事(土木①)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		杭工事(土木①)			
標準的な規格・仕様		全回転式オールケーシング工			
条件	(設計杭径)	1200mm			
	(土質区分)	レキ質土、粘性土、砂及び砂質土			
	(掘削長)	12.0m			
	(杭長)	10.0m			
労務費の基準値(案)		219,844(円/本)			
内訳	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/本)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/本)
		土木一般世話役	1.06000	32,400	34,344.00
		とび工	1.06000	32,900	34,874.00
		特殊作業員	1.06000	29,900	31,694.00
		普通作業員	1.06000	26,800	28,408.00
		全回転型オールケーシング掘削機運転 (運転手(特殊))	1.06000	30,500	32,330.00
		クローラークレーン運転 (運転手(特殊))	1.06000	30,500	32,330.00
		バックホウ運転 (運転手(特殊))	0.84800	30,500	25,864.00
		合計			219,844.00

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。

〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

杭工事(土木①)における労務費の基準値(案):東京都の例

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・全回転式オールケーシング工法による場所打杭の施工

【条件】

- ・条件は以下の通り。
 - 設計杭径：1200mm
 - 土質区分：レキ質土、粘性土、砂及び砂質土
 - 掘削長：12.0m
 - 杭長：10.0m
- ・打込準備（敷鉄板の設置・撤去含む）、芯出し、機械移動据付、検尺、注水、スライム処理、鉄筋かご建込、鉄筋かご継足、トレミー管建込、コンクリート打設・ケーシング引抜、トレミー管引抜を含む。
- ・ケーシング建込日数を含む。
- ・ケーシングの仮置きは、現場内を標準とするが、現場条件等により、ケーシング運搬が必要な場合は、別途考慮する。
- ・チゼル等を用いて地中障害物等を撤去する場合は、別途考慮する。
- ・コンクリート打設はアジテータとコンクリート打込スロープを使用した施工を標準とする。なお、現場条件等により、コンクリート打込スロープが使用出来ない場合には、別途考慮する。
- ・施工機械は、以下を標準とし、その運転労務を含む。
 - 全回転式オールケーシング掘削機 ケーシングドライバ（スキッド式・ディーゼル／油圧駆動）最大掘削径φ1,500mm
 - クローラークレーン 油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用 70～90t吊
 - バックホウ(クローラ型)後方超小旋回型・山積0.5m³(平積0.4m³)
- ・掘削土砂は、掘削機よりベッセルに排土し、クローラークレーンで旋回範囲内に仮置きし、水切りした後に運搬するものを標準とする。
- ・土砂運搬については、別途計上する。
- ・杭頭処理については、別途計上する。
- ・鉄筋かご製作については、別途計上する。
- ・施工機械足場用の足場材（敷鉄板）設置・撤去の費用は含まない。

【留意点】

- ・主な作業内容としては、上記条件における全回転式オールケーシング工法による場所打杭の施工を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

杭工事(土木②)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		杭工事(土木②)			
標準的な規格・仕様		回転杭工			
条件	(羽根区分)	開口タイプ			
	(継杭の有無)	有			
	(N値範囲)	N<20			
	(最小板厚)	14mm			
	(杭径区分)	1200mm			
	(掘削長)	32mを超え48m以下			
労務費の基準値(案)		543,162(円/本)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/本)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/本)
		土木一般世話役	2.04550	32,400	66,274.20
		とび工	2.04550	32,900	67,296.95
		特殊作業員	2.04550	29,900	61,160.45
		普通作業員	2.04550	26,800	54,819.40
		溶接工	4.09100	37,000	151,367.00
		全回転型オールケーシング掘削機 (回転杭用)運転 (運転手(特殊))	2.04550	30,500	62,387.75
		クローラークレーン運転 (運転手(特殊))	2.04550	30,500	62,387.75
		バックホウ運転 (運転手(特殊))	0.57274	30,500	17,468.57
		合計			543,162.07

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

杭工事(土木②)における労務費の基準値(案):東京都の例

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・杭径1,200mmの胴体回転方式にて施工される掘削長32mを超え48m以下の羽根外径が杭径の1.5倍である回転杭（開口タイプ）

【条件】

- ・条件は以下の通り。
 - 羽根区分：開口タイプ
 - 継杭の有無：有
 - N値範囲：N < 20
 - 最小板厚：14mm
 - 杭径区分：1200mm
 - 掘削長：32mを超え48m以下
- ・ヤットコの有無にかかわらず使用できるものとする。
- ・施工機械は、以下を標準とし、その運転労務を含む。
 - 全回転型オールケーシング掘削機（回転杭用）ケーシングドライバ（スキッド式・ディーゼル/油圧駆動・回転杭用）最大掘削径φ2,000mm
 - クローラクレーン油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 100 t 吊
 - バックホウ(クローラ型)標準型・山積0.5m³(平積0.4m³)
- ・杭頭処理については、別途計上する。
- ・施工機械足場用の足場材（敷鉄板）設置・撤去・移設の費用は含まない。

【留意点】

- ・主な作業内容としては、上記条件における杭径1,200mmの胴体回転方式にて施工される掘削長32mを超え48m以下の羽根外径が杭径の1.5倍である回転杭（開口タイプ）を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

杭工事(土木③)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		杭工事(土木③)			
標準的な規格・仕様		鋼管・既製コンクリート杭打工(中掘工)			
条件	(工法)	グラウト方式			
	(杭種類)	既製コンクリート杭			
	(継杭の有無)	有			
	(杭径区分)	D=φ1000mm			
	(N値範囲)	N<20			
	(掘削長区分)	32m<L≤48m			
労務費の基準値(案)		187,625(円/本)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/本)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/本)	
	土木一般世話役	0.74900	32,400	24,267.60	
	溶接工	0.74900	37,000	27,713.00	
	とび工	0.74900	32,900	24,642.10	
	特殊作業員	0.74900	29,900	22,395.10	
	普通作業員	0.74900	26,800	20,073.20	
	クローラ式アースオーガ アースオーガ中掘機運転 (運転手(特殊))	0.74900	30,500	22,844.50	
	クローラクレーン運転 (運転手(特殊))	0.74900	30,500	22,844.50	
	バックホウ運転 (運転手(特殊))	0.74900	30,500	22,844.50	
	合計			187,624.50	

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。
 （補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したものの。）

杭工事(土木③)における労務費の基準値(案):東京都の例

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・中掘工（グラウト注入（拡大根固め工法を含む）による打止め）による既製コンクリート杭（PHC杭、SC+PHC杭）の施工

【条件】

- ・条件は以下の通り。
 - 工法：グラウト方式
 - 杭種類：既製コンクリート杭
 - 継杭の有無：有
 - 杭径区分：D=φ1000mm
 - N値範囲：N<20
 - 掘削長区分：32m<L≤48m
- ・ヤットコの建込み及び引抜きを含むが、不要の場合でも使用出来るものとする。
- ・施工機械は、以下を標準とし、その運転労務を含む。
 - クローラ式アースオーガ アースオーガ中掘機・直結三点支持式 オーガ出力90kW公称杭径φ400～1,200mmリーダ長21～33m
 - クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 80t吊
 - バックホウ(クローラ型)標準型・山積0.5m³(平積0.4m³)
- ・杭頭処理については、別途計上する。
- ・施工機械足場用の足場材（敷鉄板）設置・撤去・移設の費用、空気圧縮機運転費用、モルタルプラント運転費用は含まない。

【留意点】

- ・主な作業内容としては、上記条件における中掘工（グラウト注入（拡大根固め工法を含む）による打止め）による既製コンクリート杭（PHC杭、SC+PHC杭）の施工を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

杭工事(建築)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		杭工事(建築)			
標準的な規格・仕様		アースドリル工法			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/本)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/本)
		とび工	α	32,900	$\alpha \times 32,900 (A)$
		■■工	β	■■工の単価	$\beta \times \text{■■工の単価} (B)$
		合計			A+B

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・ 建築工事における杭工事のアースドリル工法

【条件】

- ・ 条件は以下の通り。
アースドリル工法による杭工事とする。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、建築工事における杭工事のアースドリル工法を想定しているが、特殊な現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 設計杭径や土質区分は現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 施工対象物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

杭工事(油圧式杭圧入工)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		杭工事(油圧式杭圧入工)			
標準的な規格・仕様		鋼矢板圧入(50<Nmax≦600)			
条件	(最大N数)	50<Nmax≦100			
	(鋼矢板型式)	III型			
	(圧入長)	9m以下(6mを超え)			
労務費の基準値(案)		17,820(円/枚)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/枚)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/枚)
		土木一般世話役	0.11236	32,400	3,640.46
		特殊作業員	0.11236	29,900	3,359.56
		とび工	0.22472	32,900	7,393.28
		ラフテレーンクレーン運転 (運転手(特殊))	0.11236	30,500	3,426.98
		合計			17,820.28

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

【代表的な歩掛の作業内容】

- 油圧式杭圧入引抜機による鋼矢板の圧入

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 最大N数：50<Nmax≦100
 - 鋼矢板型式：III型
 - 圧入長：9m以下(6mを超え)
- 施工機械は、以下を標準とし、その運転労務を含む。
 - 油圧式杭圧入引抜機エンジン式ユニット(硬質地盤専用)・普通鋼矢板用・圧入力800kN 引抜力900kN
 - ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・50～51 t 吊
- 施工における布掘深さ（又は、地表面よりの余裕高さ）は、1,000mmを標準とする。
- 圧入長とは、地表面よりの鋼矢板の圧入長であり、鋼矢板長とは異なる。
- 施工機械足場用の敷鉄板の施工を含む。
- オーガによる先行掘削の有無にかかわらず適用出来る。

【適用できない条件】

- 可撓性鋼矢板については適用外とする。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における油圧式杭圧入引抜機による鋼矢板の圧入を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 突出長（施工時における地表面から鋼矢板天端までの長さ（突出長＝鋼矢板長－圧入長））は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 上空障害の有無、側部障害の有無、1ブロック当りの施工規模については、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 本表の数字は、仮設杭工事（油圧式杭圧入工）（土木）に係るものである。建築工事の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

とび・土工工事における労務費の基準値(案)土工①:東京都の例

工事の種類		とび・土工工事(土工①)			
標準的な規格・仕様		掘削			
条件	(土質)	土砂			
	(施工方法)	オープンカット			
	(押土の有無)	無し			
	(障害の有無)	無し			
	(施工数量)	10,000m3以上50,000m3未満			
労務費の基準値(案)		92(円/m3)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m3)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m3)
		運転手(特殊)	0.00303	30,500	92.41
		合計			92.41

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 労務歩掛：令和7年度施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）による。
 補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- 以下の作業とする
 - (1) 土砂の掘削
 - (2) 掘削深さが5 m以内のバックホウ掘削
- 【条件】
- 条件は以下の通り。
 - 土質:土砂
 - 施工方法：オープンカット
 - 押土の有無：無し
 - 障害の有無：無し
 - 施工数量：10,000m3以上50,000m3未満
 - 施工機械は、バックホウ（クローラ型）標準型 山積0.8m3（平積0.6m3）を標準とし、その運転労務を含む。
 - 土砂の掘削、積み込み（掘削と同時に進行積み込み）を含む。
 - 切取面が水平もしくは緩傾斜をなすように施工が出来る場合で、切取幅 5 m以上、かつ延長 20m以上を標準とする。
 - 障害「無し」とは、構造物及び建造物等の障害物や交通の影響により施工条件が制限されず、連続掘削作業が出来る場合である。
 - 「施工数量」は地山土量とし、1 工事当りの取扱い数量で判断する。
- 【適用できない条件】
- バックホウ以外での施工の場合。
 - 河川堤防に布設する光ケーブル配管工事の掘削（土の状態を問わない）を行う場合。
 - 掘削（砂防）や掘削（トンネル）の場合。
 - 情報ボックス工の設置工事の掘削。
 - 電線共同溝工事における掘削。
 - 3 D－M G 又は M C バックホウによる掘削。
- 【留意点】
- 主な作業内容としては、上記条件における土砂の掘削作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

とび・土工工事における労務費の基準値(案)土工②:東京都の例

工事の種類	とび・土工工事(土工②)			
標準的な規格・仕様	埋戻し			
条件 (施工区分)	機械 バックホウ0.13m3			
労務費の基準値(案)	3,809(円/m3)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m3)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m3)
	バックホウ運転 (運転手(特殊))	0.03300	30,500	1,006.50
	タンバ運転 (特殊作業員)	0.03100	29,900	926.90
	普通作業員	0.07000	26,800	1,876.00
	合計			3,809.40

日当たり作業量
(参考値)
(m3/人・日)

7.46 m3/人・日

1÷0.134 人・日/m3

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。

補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。

「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・ 機械設備工事での建物周囲における地中配管、桝類及び機器用基礎の埋戻しに適用

【条件】

- ・ 条件は以下の通り。
施工区分：機械 バックホウ0.13m3
- ・ 施工機械は、以下を標準とし、その運転労務を含む。
バックホウ 0.13m3
タンバ 60～80kg
- ・ 締め固めを含む。
- ・ 場内小運搬を含む。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事での建物周囲における地中配管、桝類及び機器用基礎の埋戻しを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 施工数量が100m3以下の小規模土工の場合、歩掛に違いが生じることを考慮する必要がある。
- ・ 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。施工対象物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

運搬における労務費の基準値(案) ①土木:東京都の例

工事の種類		運搬(土木)			
標準的な規格・仕様		土砂等運搬			
条件	(土砂等発生現場)	標準			
	(積込機種・規格)	バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3)			
	(土質)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)			
	(DID区間の有無)	無し			
	(運搬距離)	0.3km以下			
労務費の基準値(案)		165(円/m3)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m3)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m3)
		運転手(一般)	0.00650	25,400	165.10
		合計			165.10

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 労務歩掛：令和7年度施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）による。
 [補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したものを。]

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】

- 土砂等の運搬に係る以下の作業
 - (1) 自工区内の土砂等の運搬、(2) 土取場(仮置場)から採取する土砂等の運搬、(3) 構造物築造のために行う作業土工で生じた残土の処分場又は他工区までの運搬、(4) 掘削工で生じた残土の処分場又は他工区までの運搬

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 土砂等発生現場：標準
 - 積込機種・規格：バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3)
 - 土質：土砂(岩塊・玉石混り土含む)
 - DID区間の有無：無し
 - 運搬距離：0.3km以下
- 運搬機械は、ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]10t積級を標準とし、その運転労務のみの費用である。
- 掘削及び積込作業に要する運転労務は含まない。
- タイヤ損耗の「良好」「普通」「不良」にかかわらず適用出来る。
- 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なるときは、平均値とする。
- D I D (人口集中地区)は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
- 運搬土量は地山の土量とする。
- 土砂等発生現場が「標準」とは、「小規模」、「現場制約有り」に該当しない場合とする。
 - 「小規模」、「現場制約有り」は以下の通り。
 - 小規模：1箇所当りの施工土量が100m3以下、又は100m3以上で現場が狭隘な場合。
 - また、構造物及び建造物の障害物により施工条件が制限されるような狭隘な場合、又は1箇所当りの施工土量が、50m3以下の場合。
 - 現場制約有り：現場狭小のため機械搬入が不可な場合。

【適用できない条件】

- 以下の条件では適用できない。
 - (1) 土砂等運搬(砂防)、(2) 河床等沈殿物、底沼等軟弱土を除去した後の運搬作業、(3) 自動車専用道路を利用する場合

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における土木工事の土砂等運搬を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

運搬における労務費の基準値(案) ②建築:東京都の例

工事の種類		運搬(建築)			
標準的な規格・仕様		建設発生土運搬			
条件	(積込機械)	バックホウ 油圧式クローラ型0.8m3			
	(運搬機械)	ダンプトラック 10t積級			
	(DID区間の有無)	有り			
	(運搬距離)	(31.5kmを超え)60.0km以下			
	(運搬対象)	土砂			
労務費の基準値(案)		2,388(円/m3)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m3)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m3)
		ダンプトラック運転 (運転手(一般))	0.09400	25,400	2,387.60
		合計			2,387.60

日当たり作業量 (参考値) (m3/人・日)
10.64 m3/人・日
1÷0.094 人・日/m3

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。

補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。

「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・ 建築工事における建設発生土の運搬作業に適用

【条件】

- ・ 条件は以下の通り。
 - 積込機械：バックホウ 油圧式クローラ型 0.8m3
 - 運搬機械：ダンプトラック 10t積級
 - DID区間の有無：有り
 - 運搬距離：(31.5kmを超え)60.0km以下
 - 運搬対象：土砂
- ・ 運搬機械は、ダンプトラック10t積級を標準とし、その運転労務のみの費用である。
- ・ 掘削及び積込作業に要する運転労務は含まない。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における建築工事の建設発生土の運搬作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

アンカー工事における労務費の基準値(案)①土木:東京都の例

工事の種類		アンカー工事(土木)			
標準的な規格・仕様		削孔(アンカー)			
条件	(足場工の有無)	有り(ｽｷｯﾄﾞ型)			
	(呼び径)	90mm			
	(土質)	軟岩			
	労務費の基準値(案)	4,520(円/m)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)
		普通作業員	0.07800	26,800	2,090.40
		土木一般世話役	0.03900	32,400	1,263.60
		特殊作業員	0.03900	29,900	1,166.10
		合計			4,520.10

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：令和7年度施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）による。
 〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

- 【代表的な歩掛の作業内容】**
 - ロータリーパーカッション式ボーリングマシンにより二重管による削孔を行い、アンカー鋼材にて引張力を地盤に伝達し、長期に供用するグラウンドアンカー工法における、ボーリングマシンによるアンカー孔の削孔、ドリルパイプの引き抜き、横移動作業
- 【条件】**
 - 条件は以下の通り。
 - 足場工の有無：有り(スキッド型)
 - 呼び径：90mm
 - 土質：軟岩
 - 施工機械は、ボーリングマシン〔ロータリーパーカッション式・スキッド型〕 55kW級を標準とし、その運転労務を含む。
 - 呼び径とは、ドリルパイプ外径（mm）をいう。
 - 転石等土質条件が適用しないと判断される場合は、別途考慮する。
 - 泥水処理が必要な場合は、別途計上する。
- 【留意点】**
 - 主な作業内容としては、上記条件におけるロータリーパーカッション式ボーリングマシンでの二重管による削孔を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 足場工の有無、スキッド型/クローラ型の違い、呼び径、土質の条件の違いは、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 本表の数字は、ロータリーパーカッション式ボーリングマシンでの二重管による削孔の土木工事に係るものである。建築工事の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

工事の種類		地下水位低下工事(土木)			
標準的な規格・仕様		ウエルポイント設置・撤去			
条件	(作業区分)	設置,撤去			
	(施工規模)	100本未満			
	(サンドフィルター使用の有無)	有			
労務費の基準値(案)		10,314(円/本)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/本)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/本)	
	土木一般世話役	0.04500	32,400	1,458.00	
	特殊作業員	0.12500	29,900	3,737.50	
	普通作業員	0.19100	26,800	5,118.80	
	合計			10,314.30	

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。

〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したものを。〕

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・ 構造物等の掘削工事におけるウエルポイント工
- ・ 地下水低下工法の一つで、真空効果を利用して強制的に土中の水を抜き取る工法である

【条件】

- ・ 条件は以下の通り。
 - 作業区分:設置、撤去
 - 施工規模：100本未満
 - サンドフィルター使用の有無：有
- ・ ウエルポイントの設置及び撤去を両方向する場合の費用である。
- ・ 歩掛に含まれる作業は以下の通り。
 - 〔設置〕ウエルポイント組立・打込み、ヘッダーライン設置までである。
 - 〔撤去〕ヘッダーライン撤去、ウエルポイント引抜き・解体までである。
- ・ 現場内小運搬を含む。
- ・ スパナー、パイプレンチ、チェンソー、ペンチ、水位計の工具費、ジェット装置の損料、及びトラック（クレーン装置付）運転の費用は含まない。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件におけるウエルポイントの設置及び撤去を両方向する場合を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ ヘッダーパイプの長さやウエルポイントピッチの数、ポンプ等は現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 上記条件について、施工規模としては100本未満を想定しているが、現場毎の本数に応じて適切な補正を行う必要がある。
- ・ 本表の数字は、ウエルポイント設置・撤去（土木）に係るものである。ウエルポイント設置・撤去（建築）の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

工事の種類		地下水位低下工事(土木)			
標準的な規格・仕様		ウエルポイントポンプ設置・撤去			
条件 (作業区分)		設置,撤去			
労務費の基準値(案)		111,410(円/組)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/組)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/組)
		土木一般世話役	0.40000	32,400	12,960.00
		特殊作業員	1.50000	29,900	44,850.00
		普通作業員	2.00000	26,800	53,600.00
		合計			111,410.00

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- ・ 構造物等の掘削工事におけるウエルポイント工
 - ・ 地下水低下工法の一つで、真空効果を利用して強制的に土中の水を抜き取る工法である
- 【条件】
- ・ 条件は以下の通り。
作業区分:設置、撤去
 - ・ ウエルポイントポンプのゲートバルブから放流パイプまでの設置及び撤去を両方行う場合の費用である。
 - ・ 現場内小運搬を含む。
 - ・ 放流パイプの損料、スパナ、パイプレンチ、チェントング、ペンチ、水位計の工具費、及びトラック（クレーン装置付）運転の費用は含まない。
- 【留意点】
- ・ 主な作業内容としては、ウエルポイントポンプのゲートバルブから放流パイプまでの設置及び撤去を両方行う場合を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・ ヘッダーパイプの長さやウエルポイントピッチの数、ポンプ等は現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・ 本表の数字は、ウエルポイントポンプ設置・撤去（土木）に係るものである。ウエルポイントポンプ設置・撤去（建築）の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

工事の種類		グラウト工事(薬液注入工事)			
標準的な規格・仕様		二重管ストレーナ工法			
条件	(セット数)	4セット			
	(土質区分)	砂質土			
	(掘削長)	4m			
	(土被り長)	2m			
	(1本注入量)	800L/本			
労務費の基準値(案)		15,423(円/本)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/本)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/本)
		土木一般世話役	0.05800	32,400	1,879.20
		特殊作業員	0.34900	29,900	10,435.10
		普通作業員	0.11600	26,800	3,108.80
		合計			15,423.10

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- 河川・道路及び共同溝工事等を対象とし、粘土、シルト及び砂質土等の地盤に薬液を注入し「地盤の透水性を減少」又は「地盤の強度（固結度）を増加」させる薬液注入工のうちの二重管ストレーナ工法（複相方式）
- 【条件】
- 条件は以下の通り。
 - セット数：4セット
 - 土質区分：砂質土
 - 掘削長：4m
 - 土被り長：2m
 - 1本注入量：800 L/本
 - 施工機械は、以下の通りとし、その運転労務を含む。
 - ボーリングマシン 油圧式 5.5kW級
 - 薬液注入ポンプ 吐出量5～20 ℓ / min×2(圧力9.8MPa)
 - 水ガラス積算流量計 0～50 ℓ / min
 - 鉛直方向施工にのみ適用できる。
 - 注入材等の混合に要する労務を含む。
 - 足場が必要な場合は、別途計上する。
- 【留意点】
- 主な作業内容としては、上記条件における薬液注入工のうちの二重管ストレーナ工法（複相方式）の施工を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 対象地盤、対象構造物、現場環境、夜間作業の有無、地盤条件の複雑さ、地中障害物等の個別条件については、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 施工箇所が点在し連続作業が不可能な場合や、ボーリング箇所が広域にわたる場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 既往設計と異なる場合や、地形に合わせた地盤改良によって施工効率（施工歩掛、投入機械数）が変動する場合は、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。

工事の種類		グラウト工事(高圧噴射攪拌工事)			
標準的な規格・仕様		高圧噴射攪拌工(二重管工法)			
条件	(杭径)	1000mm以上2000mm以下			
	(土質区分)	粘性土			
	(掘削長)	28m			
	(土被り長)	2m			
	(N値・杭径)	N=2 1600mm			
	(注入長)	26m			
労務費の基準値(案)		492,096(円/本)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/本)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/本)
		土木一般世話役	2.11200	32,400	68,428.80
		特殊作業員	6.33600	29,900	189,446.40
		特殊作業員	6.33600	26,800	169,804.80
		トラッククレーン運転 (運転手(特殊))	2.11200	30,500	64,416.00
		合計			492,096.00

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による。
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

【代表的な歩掛の作業内容】

- 粘性土及び砂質土等の地盤を対象として行う高圧噴射攪拌工のうちの二重管工法である。
高圧噴射攪拌工は、安定材等を地盤中に高圧で噴射しながら切削・攪拌することにより地盤を改良する工法であり、二重管工法は二重管を使用し、硬化材とエアで切削・攪拌を行う

【条件】

- 条件は以下の通り。
杭径：1000mm以上2000mm以下
土質区分：粘性土
掘削長：28m
N値・杭径：N=2、1600mm
注入長：26m
- 施工機械は、以下の通りとし、その運転労務を含む。
高圧噴射攪拌式地盤改良機 二重管専用型 11kW
高圧噴射攪拌式地盤改良機 超高压ポンプ圧力19.6MPa 吐出量20～100ℓ／min
空気圧縮機 可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・吐出量5m3／min 吐出圧力0.7MPa
トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型 4.9t吊
- 杭（杭心）間隔は3m以下を標準とする。
- 注入設備の据付・解体及び移設は含まない。
- 地盤整備費、排水汚泥土処理設備費、足場工、水道用水費が必要な場合は、別途計上する。

【適用できない条件】

- 機械攪拌併用方式、変位低減型、先行掘削併用方式及びプレジェット併用方式は適用できない

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における高圧噴射攪拌工のうちの二重管工法の施工を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 対象地盤、対象構造物、現場環境、地盤条件の複雑さ、地中障害物等の個別条件については、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 施工箇所が点在し、連続作業が不可能な場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 既往設計と異なる場合や、地形に合わせた地盤改良によって施工効率（施工歩掛、投入機械数）が変動する場合は、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。

工事の種類		グラウト工事(岩盤注入工事)			
標準的な規格・仕様		ボーリング工(硬岩)			
条件	(作業方式)	U-クリ-式			
	(作業場所)	一般部			
	(孔径)	46mm			
	(コア採取の有無)	無			
	(せん孔深度)	50～80m			
	(せん孔方向)	鉛直下方			
労務費の基準値(案)		11,598(円/m)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (m/人・日)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)
		土木一般世話役	0.05260	32,400	1,704.24
		特殊作業員	0.15790	29,900	4,721.21
		普通作業員	0.19300	26,800	5,172.40
		合計			11,597.85

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「ダム工事積算資料」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：令和7年度ダム工事積算資料による。
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- ダム基礎処理工のうち、コンソリデーショングラウチング、カーテングラウチング、リムグラウチング、ブランクットグラウチングに適用する
- 【条件】
- 条件は以下の通り。
作業方式：U-クリ-式
作業場所：一般部
孔径：46mm
コア採取の有無：無
せん孔深度：50～80m
せん孔方向：鉛直下方
 - 施工機械は、ボーリングマシン 油圧式 5.5kW級とし、その運転労務を含む。
 - 1交替制とする。
 - ビットはインプリグネイティッドダイヤモンドビット（IDB）の使用を標準とする。
 - ダイヤモンドビットを使用する場合は、リーミングシェル（リーマー）と合わせて使用することを標準とする。
 - ボーリングロッドは、径40.5mm、長さ3mを標準とする。
 - コアバーレルは、シングルコアバーレルを標準とする。
- 【適用できない条件】
- グラウトによる断層等の圧密、破碎帯の地盤改良、ジョイントグラウチングおよび地質調査ボーリング、大口径ボーリングには適用しない。

- 【留意点】
- 主な作業内容としては、上記条件におけるダム基礎処理工のうち、コンソリデーショングラウチング、カーテングラウチング、リムグラウチング、ブランクットグラウチングの施工を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 対象地盤、対象構造物、現場環境、地盤条件の複雑さ、地中障害物等の個別条件については、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 施工箇所が点在し、連続作業が不可能な場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 既往設計と異なる場合や、地形に合わせた地盤改良によって施工効率（施工歩掛、投入機械数）が変動する場合は、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 現場制約があり建設機械の作業範囲に制限がある場合は、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 特殊な清掃作業や養生が必要な場合は、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。

工事の種類		法面工事			
標準的な規格・仕様		仮設用モルタル吹付工			
条件	(小型渦巻ポンプの機種)	無し			
労務費の基準値(案)		1,493(円/m2)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m2)	
	土木一般世話役	0.00500	32,400	162.00	
	法面工	0.02000	33,400	668.00	
	特殊作業員	0.00800	29,900	239.20	
	普通作業員	0.01300	26,800	348.40	
	ホイールローダ運転 (運転手(一般))	0.00296	25,400	75.18	
	合計			1,492.78	

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：令和7年度土木工事標準歩掛による
〔 補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- ・もたれ式擁壁等の掘削部の施工で危険防止のために、仮設用モルタルを吹付ける工事。なお、吹付厚は3cmを標準とする。
- 【条件】
- ・条件は以下の通り。
 - 小型渦巻ポンプの機種：無し
 - ・施工機械は、以下を標準とし、その運転労務を含む。
 - モルタルコンクリート吹付機（法面用）湿式 モータ駆動 能力0.8～1.2m³/h 所要空気量10～19m³/min
 - 空気圧縮機 可搬式・エンジン駆動・スクリュ型 吐出量10.5～11.0m³/min 吐出圧力0.7MPa
 - 発動発電機 ディーゼルエンジン駆動 定格容量（50/60Hz）37/45kVA
 - ホイールローダ 普通・山積0.34m³ 計量器 骨材累加算・機械式 300kg×1槽・2槽
 - ベルトコンベヤ（ポータブル）モータ駆動機長7m ベルト幅350mm
 - ・仮設ロープにより施工する場合に適用できる。
 - ・モルタルコンクリート吹付機、空気圧縮機、ベルトコンベヤ（ポータブル）等の据付・撤去及び吹付材料の現場内小運搬を含む。
 - ・目地、水抜きパイプ設置の有無にかかわらず適用出来る。
 - ・ラス張が必要な場合は、別途計上する。
- 【留意点】
- ・主な作業内容としては、上記条件におけるもたれ式擁壁等の掘削部の施工で危険防止のために、仮設用モルタルを吹付ける工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・ノズルマン、ガンマン（機械操作）について、特に高度な技能が必要な場合や特に危険度が高い場合は、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・法長、直高、法面勾配、法面の不陸等の状況は現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・本表の数字は、法面工（土木）に係るものである。法面工（建築）の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		あと施工アンカー工事(土木)			
標準的な規格・仕様		コンクリートアンカーボルト設置			
条件	(足場の有無)	有り			
	(あと施工アンカーの種類)	芯棒打込み式 M12			
労務費の基準値(案)		1,452(円/本)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/本)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/本)	
	特殊作業員	0.02500	29,900	747.50	
	土木一般世話役	0.01100	32,400	356.40	
	普通作業員	0.01300	26,800	348.40	
	合計			1,452.30	

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：令和7年度施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）による
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したものの。〕

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- ・ 鋼管（φ100mm～φ200mm）、V P 管（φ100mm～200mm）、F R P 管（φ100mm～200mm）による各種系統タイプ及び溝部の橋梁排水管を設置する作業における、橋梁、シェットの排水管取付金具を設置するためのコンクリートアンカーボルト穿孔及び設置
- 【条件】
- ・ 条件は以下の通り。
足場の有無：有り
あと施工アンカーの種類：芯棒打込み式 M12
 - ・ 施工器具はハンマドリルを標準とし、その運転労務を含む。
 - ・ あと施工アンカーの材料費、ハンマドリル、機械発動発電機の損料、燃料等の費用は含まない。
 - ・ 足場の設置は、別途計上する。
 - ・ 排水桝設置及び排水管製作は含まない
- 【留意点】
- ・ 主な作業内容としては、上記条件における橋梁、シェットの排水管取付金具を設置するためのコンクリートアンカーボルト穿孔及び設置を想定しているが、特殊な気象状況や現場制約がある場合には、必要に応じて補正する。（例えば、熱中症対策の影響等）
 - ・ あと施工アンカーの種類（金属系or接着系）、ボルト呼び径の違い、削孔機械の種類、施工方向、取付部位と配筋量、削孔で鉄筋に干渉する場合としない場合などの条件は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - ・ 振動工具取り扱いに伴う削孔歩掛の低下に留意する。
 - ・ 本表の数字は、橋梁、シェットの排水管取付金具を設置するためのコンクリートアンカーボルト穿孔及び設置に係るものである。建築工事の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。土木工事のRC構造と建築工事のRC構造とでは、配筋量、かぶり厚に関する標準が大きく異なることから、施工難易度が大きく異なる点に留意する。また、仮設（作業足場）の設置方法など異なるため下向き、横向き、上向きの施工難易度が大きく異なる点に留意する。

空調衛生工事における 労務費の基準値(案)

空調工事(配管工事)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		空調工事(配管工事)			
標準的な規格・仕様		冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白)			
条件	(配管の種類)	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白)			
	(呼び径)	200A			
	(接合方法)	溶接接合			
	(施工場所)	屋内一般配管			
労務費の基準値(案)		23,423(円/m)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)	日当たり作業量 (参考値) (m/人・日)
	配管工	0.81900	28,600	23,423.40	1.22 m/人・日
	合計				23,423.40 =1÷0.819 人・日/m

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
 補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

- 機械設備工事における冷温水・配管用炭素鋼管（白）の配管に適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 配管の種類：冷温水・配管用炭素鋼鋼管（白）
 - 呼び径：200A
 - 接合方法：溶接接合
 - 施工場所：屋内一般配管
- 場内小運搬を含む。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事の冷温水・配管用炭素鋼管（白）の配管を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

空調工事(ダクト工事)における労務費の基準値(案)：東京都の例

工事の種類		空調工事(ダクト工事)			
標準的な規格・仕様		フレキシブルダクト			
条件	(ダクトの種類)	フレキシブルダクト			
	(口径)	200mm			
労務費の基準値(案)		2,368(円/本)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/本)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/本)	日当たり作業量 (参考値) (本/人・日)
	ダクト工	0.08000	29,600	2,368.00	12.5 本/人・日
	合計			2,368.00	=1÷0.08 人・日/本

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
 補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

- 機械設備工事におけるフレキシブルダクトについて適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - ダクトの種類：フレキシブルダクト
 - 口径：200mm
- 場内小運搬を含む。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事のフレキシブルダクトを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

空調工事(ダクト付帯工事)における労務費の基準値(案):東京都の例

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		空調工事(ダクト付帯工事)				
標準的な規格・仕様		ダクト用たわみ継手				
	条件 継手の種類	ダクト用				
労務費の基準値(案)		10,064(円/m)				
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)	日当たり作業量 (参考値) (m/人・日)
		ダクト工	0.34000	29,600	10,064.00	2.94 m/人・日
		合計			10,064.00	=1÷0.34 人・日/m

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- ・ 機械設備工事におけるダクト用たわみ継手に適用
- 【条件】
- ・ 条件は以下の通り。
 継手の種類：ダクト用
 口径：200mm
 - ・ 場内小運搬を含む。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事のダクト用たわみ継手を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

空調工事(ダクト保温工事)における労務費の基準値(素):東京都の例

工事の種類		空調工事(ダクト保温工事)				
標準的な規格・仕様		排気筒 保温				
条件	(区分)	排気筒				
	(施工箇所)	屋内隠ぺい				
	(保温材質)	ロックウール				
	(保温厚)	50mm				
労務費の基準値(案)		6,094(円/m2)				
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m2)	日当たり作業量 (参考値) (m2/人・日)
		保温工	0.22000	27,700	6,094.00	4.55 m2/人・日
		合計				=1÷0.22 人・日/m2

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

- 機械設備工事における排気筒の保温に適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 区分：排気筒
 - 施工箇所：屋内隠ぺい
 - 保温材質：ロックウール
 - 保温厚：50mm
- 場内小運搬を含む。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事の排気筒の保温を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

工事の種類		空調工事(空気調和設備工事)			
標準的な規格・仕様		パッケージ形空気調和機(圧縮機屋外形)据付け			
条件	(種類)	パッケージ形空気調和機(圧縮機屋外形) セパレート・マルチ			
	(定格冷房能力)	2.8kW以下			
	(仕様)	屋内機 天井吊り			
労務費の基準値(案)		11,480(円/台)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛	設計労務単価	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価	日当たり作業量 (参考値)
		(人・日/台)	(円/人・日)	(円/台)	(台/人・日)
	設備機械工	0.41000	28,000	11,480.00	2.44 台/人・日
合計				11,480.00	=1÷0.41 人・日/台

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。

補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したものの。
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

- 機械設備工事におけるパッケージ形空気調和機（圧縮機屋外形）の据付に適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 種類：パッケージ形空気調和機（圧縮機屋外形）セパレート・マルチ
 - 定格冷房能力：2.8kW以下
 - 仕様：屋内機 天井吊り
- 場内小運搬を含む。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事のパッケージ形空気調和機（圧縮機屋外形）の据付を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

給水工事(配管工事)における労務費の基準値(案):東京都の例

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		給水工事(配管工事)			
標準的な規格・仕様		給水・一般配管用ステンレス鋼鋼管			
条件	(配管の種類)	給水・一般配管用ステンレス鋼鋼管			
	(呼び径)	20			
	(接合方法)	拡管式			
	(施工箇所)	屋内一般配管			
労務費の基準値(案)		2,031(円/m)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)
		配管工	0.07100	28,600	2,030.60
		合計			2,030.60

日当たり作業量 (参考値) (m/人・日)
14.08 m/人・日
$=1 \div 0.071$ 人・日/m

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。

補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。

「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・ 機械設備工事における給水・一般配管用ステンレス鋼鋼管の配管に適用

【条件】

- ・ 条件は以下の通り。
 - 配管の種類：給水・一般配管用ステンレス鋼鋼管
 - 呼び径：20
 - 接合方法：拡管式
 - 施工箇所：屋内一般配管
- ・ 場内小運搬を含む。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事の給水・一般配管用ステンレス鋼鋼管の配管を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

工事の種類		給水工事(給水設備工事)			
標準的な規格・仕様		量水器			
条件	(設備の種類)	量水器			
	(呼び径)	50			
労務費の基準値(案)		14,300(円/個)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/個)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/個)	日当たり作業量 (参考値) (個/人・日)
	配管工	0.50000	28,600	14,300.00	2 個/人・日
	合計			14,300.00	=1÷0.5 人・日/個

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
・ 機械設備工事における量水器の設置に適用

【条件】
・ 条件は以下の通り。
設備の種類：量水器
呼び径：50
・ 場内小運搬を含む。

【留意点】
・ 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事の量水器の設置を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

排水工事(配管工事)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		排水工事(配管工事)				
標準的な規格・仕様		排水・配管用炭素鋼鋼管(白)				
条件	(配管の種類)	排水・配管用炭素鋼鋼管(白)				
	(呼び径)	50				
	(接合方法)	MD継手				
	(施工場所)	屋内一般配管				
労務費の基準値(案)		4,919(円/m)				
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)	日当たり作業量 (参考値) (m/人・日)
		配管工	0.17200	28,600	4,919.20	5.81 m/人・日
		合計				=1÷0.172 人・日/m
		4,919.20				

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
 ※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
 補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したものの、「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

- 機械設備工事における排水・配管用炭素鋼鋼管（白）の配管に適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 配管の種類：排水・配管用炭素鋼鋼管（白）
 - 呼び径：50
 - 接合方法：MD継手
 - 施工場所：屋内一般配管
- 場内小運搬を含む。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事の排水・配管用炭素鋼鋼管（白）の配管を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

工事の種類		排水工事(排水設備工事)			
標準的な規格・仕様		床上掃除口(非防水形)			
条件	(設備の種類)	床上掃除口(COA)			
	(呼び径)	100			
労務費の基準値(案)		9,152(円/個)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (個・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/個)	日当たり作業量 (参考値) (個/人・日)
	配管工	0.32000	28,600	9,152.00	3.13 個/人・日
	合計			9,152.00	=1÷0.32 個・日/m

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

- 【代表的な歩掛の作業内容】
- ・ 機械設備工事における床上掃除口の設置に適用
- 【条件】
- ・ 条件は以下の通り。
 - 設備の種類：床上掃除口（COA）
 - 呼び径：100
 - ・ 場内小運搬を含む。
- 【留意点】
- ・ 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事の床上掃除口の設置を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

衛生設備工事(衛生器具設備工事)における労務費の基準値(案): 東京都の例 国土交通省

工事の種類		衛生設備工事(衛生器具設備工事)			
標準的な規格・仕様		壁掛形汚物流しユニット取付			
条件	(設備の種類)	壁掛形汚物流しユニット			
	(構成)	基本ユニット、水石鹸入れ、紙巻器、温水器			
労務費の基準値(案)		78,364(円/組)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/組)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/組)	日当たり作業量 (参考値) (組/人・日)
	配管工	2.74000	28,600	78,364.00	0.36 組/人・日
	合計			78,364.00	=1÷2.74 人・日/組

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したものの、「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
・ 機械設備工事における壁掛形汚物流しユニットの取付に適用

【条件】
・ 条件は以下の通り。
設備の種類：壁掛形汚物流しユニット
構成：基本ユニット、水石鹸入れ、紙巻器、温水器
・ 場内小運搬を含む。

【留意点】
・ 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事の壁掛形汚物流しユニットの取付を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

鉄骨工事における 労務費の基準値(案)

工事の種類		鉄骨工事			
標準的な規格・仕様		現場鉄工(現場建方)			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/t)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/t)
		とび工	α	32,900	α×32,900(A)
		鉄骨工	β	29,600	β×29,600(B)
		■■工	γ	■■工の単価	γ×■■工の単価(C)
		合計			A+B+C

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】
・ 建築工事における鉄骨建方

【条件】
・ 条件は以下の通り。
 ●●の種類：●●
 △△の種類：△△
・ ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
・ 主な作業内容としては、上記条件における鉄骨工事の鉄骨建方を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
・ 鉄骨建方に当たっては、以下の点に留意する必要がある。
 * 組立て高さ、床面積、ピース数等による歩掛の違い
 * トン当たりの高力ボルト本数（本/ t）
 * スパン調整手間の有無
 * トラッククレーン又は、クローラクレーン及び相番クレーンによる建方及び荷捌き
 * 鉄骨建方に伴う仮設の架設手間の有無
 * 相番クレーン及び搬入車両、荷捌きの作業スペース
 * ロング梁がある場合の地組費用
 * 同じトン数でも鉄骨ピース数の違い
 * SRC造の場合
 * 測量工相番の有無
 * 付帯鉄骨の扱い
・ 建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

鉄骨工事における労務費の基準値(案) ②現場溶接：東京都の例

工事の種類		鉄骨工事			
標準的な規格・仕様		現場溶接			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛× 設計労務単価 (円/m)
		溶接工	α	37,000	$\alpha \times 37,000 (A)$
		■■■工	β	■■■工の単価	$\beta \times \text{■■■工の単価} (B)$
		合計			A+B

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・ 建築工事における鉄骨工事の現場溶接について適用

【条件】

- ・ 条件は以下の通り。
 - の種類：●●
 - △△の種類：△△
- ・ ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における鉄骨工事の現場溶接を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 建物の形状、構造、節数、工事期間、工程、建方工区割り、溶接姿勢、副資材、トン当たりの現場溶接長（m/t）、溶接材料は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 建築物の用途や規模等の違いを考慮する。

切断穿孔工事における 労務費の基準値(案)

切断工事(土木)における労務費の基準値(案) : 東京都の例

工事の種類		切断工事(土木)			
標準的な規格・仕様		舗装版切断			
条件	(舗装版種別)	アスファルト舗装版			
	(舗装版厚)	15cm以下			
労務費の基準値(案)		293(円/m)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)
		特殊作業員	0.00493	29,900	147.40
		土木一般世話役	0.00246	32,400	79.70
		普通作業員	0.00246	26,800	65.92
		合計			293.02

設計労務単価 : 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による。
労務歩掛 : 令和7年度施工パッケージ型積算方式標準単価表参考資料による。
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性はある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・アスファルト舗装版における舗装版切断

【条件】

- ・条件は以下の通り。
 - 舗装版種別 : アスファルト舗装版
 - 舗装版厚 : 15cm以下
- ・施工機械は、コンクリートカッタ【バキューム式・湿式】切削深20cm級 ブレード径φ56cmを標準とし、その運転労務を含む。
- ・舗装版切断、濁水の収集、マーキング、切断補助、路面清掃の労務費を含む。
- ・水タンク等の運搬費用は含まない。
- ・舗装版切断時に発生する濁水処理費および濁水処理に運搬が必要な場合は、別途計上する。

【留意点】

- ・主な作業内容としては、上記条件におけるアスファルト舗装版の舗装版切断施工を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・通常よりも施工規模が小さい場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・施工箇所が点在し、連続作業が不可能な場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

切断工事(建築)における労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		切断工事(建築)			
標準的な規格・仕様		カッター入れ			
条件	(切断箇所)	コンクリート面			
	(厚さ)	20～30mm			
労務費の基準値(案)		1,505(円/m)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)	日当たり作業量 (参考値) (m/人・日)
	はつり工	0.05000	30,100	1,505.00	20 m/人・日
	合計			1,505.00	=1÷0.05 人・日/m

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

- 建築工事におけるコンクリート面等へのカッター入れ作業に適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 切断箇所：コンクリート面
 - 厚さ：20～30mm
- 施工機械は、コンクリートカッタ 手動式 ブレード径20cmを標準とし、その運転労務を含む。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における建築工事のコンクリート面等へのカッター入れ作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 通常よりも施工規模が小さい場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 施工箇所が点在し、連続作業が不可能な場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 官庁施設（事務庁舎など）の建築工事を想定している。建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

穿孔工事(土木)における労務費の基準値(案) : 東京都の例

工事の種類		穿孔工事(土木)			
標準的な規格・仕様		コンクリート削孔(コンクリート穿孔機)			
条件	(削孔径)	128mm以上160mm未満			
	(削孔深さ)	200mm以上400mm未満			
労務費の基準値(案)		4,036(円/孔)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/孔)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/孔)	
	特殊作業員	0.09600	29,900	2,870.40	
	普通作業員	0.02900	26,800	777.20	
	土木一般世話役	0.01200	32,400	388.80	
	合計			4,036.40	

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：令和7年度施工パッケージ型積算方式標準単価表参考資料による
〔補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。〕

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項
※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準歩掛」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】

- ・コンクリート構造物の削孔（用心鉄筋（さし筋）、あと施工アンカー、防護柵類、排水穴等）作業

【条件】

- ・条件は以下の通り。
 - 削孔径：128mm以上160mm未満
 - 削孔深さ：200mm以上400mm未満
- ・施工機械は、以下を標準とし、その運転労務を含む。
 - コンクリート穿孔機〔電動式コアボーリングマシン〕〔簡易仕様型〕 最大穿孔径φ25cm
 - 発動発電機〔ガソリンエンジン駆動〕 3kVA
- ・削孔方向によらず適用できる。
- ・不達孔（削孔ロス）を含み、不達孔の有無に関わらず適用できる。ただし、不達孔の補修にかかる費用は含まないため、必要に応じて別途考慮する。
- ・足場が必要な場合は、別途計上する。鉄筋を切断しないように事前に鉄筋位置の確認を行う場合には、共通仮設費の技術管理費にて別途計上する。
- ・使用ビット径は160.0mmを標準とする。

【適用できない条件】

- ・落橋防止に伴う橋台、橋脚の削孔である場合

【留意点】

- ・主な作業内容としては、上記条件におけるコンクリート構造物の削孔作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・通常よりも施工規模が小さい場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・施工箇所が点在し、連続作業が不可能な場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

穿孔工事(建築)における労務費の基準値(案) : 東京都の例

工事の種類		穿孔工事(建築)			
標準的な規格・仕様		機械はつり(ダイヤモンドカッターによる配管貫用通口)			
条件	(穿孔箇所)	コンクリート壁・床			
	(貫通口径)	100mm			
	(コンクリート厚さ)	100~150mm			
労務費の基準値(案)		9,568(円/か所)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/か所)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/か所)	日当たり作業量 (参考値) (か所/人・日)
	特殊作業員	0.32000	29,900	9,568.00	3.13 か所/人・日
	合計			9,568.00	=1÷0.32 人・日/か所

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。

補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

- 機械設備工事におけるダイヤモンドカッターによる配管貫用通口のはつり作業

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 穿孔箇所：コンクリート壁・床
 - 貫通口径：100mm
 - コンクリート厚さ：100~150mm
- 施工機械は、ダイヤモンドカッターを標準とし、その運転労務を含む。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における機械設備工事のダイヤモンドカッターによる配管貫用通口のはつり作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 通常よりも施工規模が小さい場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 施工箇所が点在し、連続作業が不可能な場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 官庁施設（事務庁舎など）の機械設備工事を想定している。建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

交通誘導警備における 労務費の基準値(案)

警備業務の請負契約に係る「労務費に関する基準」の適用イメージ

建設業の枠組みで
実効性を確保

警備業の枠組みで
別途実効性確保が必要

建設工事の請負契約

警備業務の請負契約

発注者

元請
(建設業者)

一次下請
(警備業者)

二次下請
(警備業者)

工事全体の
労務費

工事全体の
労務費

〔2次下請の
警備員〕

「警備業務の
適正な労務費」

うち
警備業務分
の労務費

うち
警備業務分
の労務費

警備業務分
の労務費

警備業務分
の労務費

賃金

警備業を所管する警察庁において、本基準を踏まえた警備業務に係る労務費の基準値の公表にあわせ、
下請法（改正取適法）に基づく注文者から受注者への価格転嫁に必要な指導助言を行うとともに、
・受注者からのダンピング受注の防止（基準を踏まえた適切な見積りの実施）
・警備業者から建設工事に従事する従業員（交通誘導警備員）への適正賃金（設計労務単価水準の賃金）の支払い
について、警備業界に対する要請等を実施することとする。

工事の種類		交通誘導警備			
標準的な規格・仕様		交通誘導警備員			
条件	(職種)	交通誘導警備員A			
労務費の基準値(案)		20,200(円/日)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/日)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/日)
		交通誘導警備員A	1.00000	20,200	20,200.00
		合計			20,200.00

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

【条件】

- 条件は以下の通り。

職種：交通誘導警備員A
- 職種「交通誘導警備員A」とは、警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員で、以下の現場で従事するもの。

①高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）において行うもの。

②道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が道路における危険を防止するため必要と認めるもの。

【留意点】

- 交通誘導警備員及び建設機械の誘導員等の交通管理を行う場合の警備員の日当たりの労務費である。
- 1人・日当たりの単価である。
- 主な作業内容としては、上記条件における交通誘導警備を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 本基準は所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金は含まないことから、作業時間帯等に応じた適切な補正を行う必要がある。
- 高度な技能を要する場合は、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある（例えば、供用中の高速道路上をはじめ、危険度が高い現場や交通量が多い現場等）。

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		交通誘導警備			
標準的な規格・仕様		交通誘導警備員			
条件	(職種)	交通誘導警備員B			
労務費の基準値(案)		17,600(円/日)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/日)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/日)	
	交通誘導警備員B	1.00000	17,600	17,600.00	
	合計			17,600.00	

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

- 【条件】
- 条件は以下の通り。

職種：交通誘導警備員B
 - 職種「交通誘導警備員B」とは、警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの。
- 【留意点】
- 交通誘導警備員及び建設機械の誘導員等の交通管理を行う場合の警備員の日当たりの労務費である。
 - 1 人・日当たりの単価である。
 - 主な作業内容としては、上記条件における交通誘導警備を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 本基準は所定労働時間内 8 時間当たりの単価であり、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金は含まないことから、作業時間帯等に応じた適切な補正を行う必要がある。
 - 高度な技能を要する場合は、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある（例えば、供用中の高速道路上をはじめ、危険度が高い現場や交通量が多い現場等）。

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

【注】本基準値(案)は東京都の場合で計算したもの。都道府県別にも基準値を作成予定。

補足事項

※ 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。